

新たな「横浜市地震防災戦略」について【情報提供】

1 趣旨

本市では、令和 6 年能登半島地震の状況などを踏まえ、市の地震防災対策を強化するため、「地震防災戦略」を刷新しました。

12 月に素案を公表し、市民意見募集を通じていただいたご意見（計 482 件）等を踏まえ、戦略をとりまとめることができましたので、意見募集等へのご協力にお礼を申し上げるとともに、戦略の内容をご報告いたします。

また、各区連会に危機管理室職員が伺い、戦略に関するご説明をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 地震防災戦略について

(1) 戦略の位置付け・期間

- 地震防災戦略とは、横浜市防災計画に基づき、大規模地震の被害軽減に向けて市役所が取り組む行動計画（アクションプラン）です。
- 戦略期間は令和 7～15 年度とし、そのうち令和 7～11 年度を「集中取組期間」として各取組を推進していきます。
- 戦略の推進にあたっては、自治会町内会や地域防災拠点運営委員会など、地域の方々と意見を交わしながら、実効性のある取組を展開していきます。

(2) 戦略の概要

別紙のとおり

(3) 戦略（冊子データ）及び市民意見募集の結果

市ウェブサイト（下記ページ）に掲載しています。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



総務局危機管理室防災企画課 担当：阿武、田岡
電 話 671-4096
電子メール so-bousaikikaku@city.yokohama.lg.jp

横浜市地震防災戦略

令和7年3月改定

地震防災戦略の位置付け

市防災計画に基づき、大規模地震被害の軽減に向け、市役所の具体的な取組をまとめた行動計画

戦略期間

令和7～15年度（集中取組期間 令和7～11年度）

戦略の4つの柱

柱1	市民や地域の「発災前からの備え」の強化 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）、地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	大規模災害時の拠点等整備 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化） 緊急輸送路等の強靱化、上下水道の強靱化、港湾施設等の強靱化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靱化）を進めます。

「横浜市地震防災戦略」のダウンロード

横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/data/bosaikeikaku/senryaku/ikenboshuu.html>



<戦略の全体像> ※下線の取組については次ページ以降で説明

戦略の柱1：市民や地域の「発災前からの備え」の強化

施策1	防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）	<u>個人備蓄の促進</u> や、世代・国籍など対象者に合わせた防災啓発、災害ボランティアの活動環境の整備、 <u>マンション防災の推進</u> などにより、自助・共助の取組を推進します。
施策2	地震火災対策の推進	「燃えにくく、住みやすいまち」を実現するため、建築物の建て替え等による不燃化の推進や、 <u>感震ブレーカーの設置促進</u> 、密集市街地における防火水槽の整備などを進めます。
施策3	建物倒壊等の防止対策強化	建物倒壊や落下物等による被害を防ぐため、 <u>木造住宅やマンション等の耐震化、家具転倒防止器具の設置</u> 等を支援するとともに、歴史的建造物の耐震化を進めます。
施策4	災害時にも活きるまちづくりの推進	密集市街地等における防災型公園の整備や、防災まちづくり活動の活性化、小中学校や公園等のトイレの洋式化の加速など、災害時にも活きるまちづくりを進めます。

戦略の柱2：誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築

施策1	避難所環境の向上	<u>小中学校体育館（地域防災拠点）の空調整備</u> や耐震給水栓整備の加速、 <u>災害用トイレの充実</u> 、防犯対策の強化、温かい食事等の提供体制確保、 <u>民間施設活用等による避難スペースの拡充</u> などにより、安心して避難生活を送れるようにします。
施策2	物資支援の充実	<u>避難者の健康維持やプライバシー・就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄</u> するとともに、流通備蓄など民間事業者との連携による物資の供給体制強化などにより、必要な物資を速やかに提供できるようにします。
施策3	配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援	高齢者や障害者、妊産婦・乳幼児など配慮を要する人が、安心して避難できるように、避難所環境の整備や <u>福祉避難所の拡充</u> などを進めるとともに、社会福祉施設等の非常用電源の確保などを支援します。
施策4	多様な避難への支援	在宅避難や <u>ペット連れでの避難</u> 、車中泊避難など、それぞれの事情に応じた避難生活を安心して送ることができるように、避難場所等の確保や、どこに避難しても必要な物資・情報等が得られる仕組みを構築します。
施策5	早期の生活再建に向けた支援	罹災証明書発行など生活再建に必要な手続の迅速化・利便性の向上や、応急仮設住宅の速やかな提供などにより、被災者の早期の生活再建に向けた支援を行います。

戦略の柱3：大規模災害時の拠点等整備

施策1	広域防災拠点(旧上瀬谷通信施設地区)の整備	全国から集まる広域支援部隊のベースキャンプ機能、物資を備蓄し避難所に届ける物資備蓄機能、広域支援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能を担う「 <u>広域防災拠点</u> 」を、 <u>旧上瀬谷通信施設地区に整備</u> します。
施策2	災害応急活動体制の強化	被害状況等を早期に把握するため、DX等を活用した情報受伝達体制を確保するとともに、公設消防力や災害時医療体制の強化、ライフライン事業者等との連携を強化します。

戦略の柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）

施策1	緊急輸送路等の強靱化	災害時の輸送ネットワークを強化するため、緊急輸送路等の耐震化や、広域防災拠点を軸とした緊急輸送路の再構築などを進めます。
施策2	上下水道の強靱化	災害時における給水・排水機能を確保するため、 <u>地域防災拠点等に接続する水道管・下水道管の耐震化</u> や、上水道施設及び下水道施設の更新・耐震化を進めます。
施策3	港湾施設等の強靱化	災害時における港湾機能や輸送ネットワークを確保するため、耐震強化岸壁や海岸保全施設等の整備を進めます。

個人備蓄の促進

支援物資が届きにくい場合でも自宅等での生活を継続できるよう、ローリングストックを基本とした水・食料等の備蓄や、トイレパック、モバイルバッテリーの確保など、個人での備えを促進するため、民間等と連携しながら周知啓発を行います。

備える目安→3日分（できれば1週間分）
飲料水 1人当たり3リットル/日
トイレパック 1人当たり5個/日



取組指標	3日分以上の備蓄をしている家庭の割合 ①食料・飲料水 ②トイレパック		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 63.6%	85%	100%
②	34.2%	70%	100%

マンション防災の推進

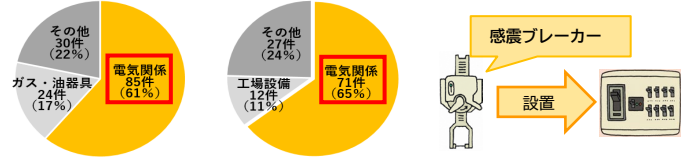
マンション等の共同住宅が市内住宅戸数の約6割を占める中、建物の特性等を踏まえた防災対策（マンション防災）を強化するため、在宅避難の有効性や、それに必要な日頃の備えなどに係る意識啓発を進めるとともに、「よこはま防災力向上マンション認定制度」による周辺地域を含めた防災力の向上を図ります。

取組指標	防災力の向上が図られたマンション等の世帯数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	11,789世帯(R5)	35,000世帯	49,000世帯

感震ブレーカーの設置促進

市域において大地震が発生した際、各住宅の電気の供給を自動的に遮断する感震ブレーカーの設置を促進し、電気に起因する火災の防止を図ります。延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具設置補助率を100%とし、重点的に取り組みます。

阪神・淡路大地震(H7年1月) 東日本大震災(H23年3月)



取組指標	重点対策地域における感震ブレーカーの設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	31.4%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

過去の大震災における火災の原因の6割以上が電気に関係するものとされています。電気に起因する出火を防止するには、避難時にブレーカーを落とすことが効果的です。

木造住宅耐震化の促進

木造住宅の耐震化を促進するにあたり、旧耐震基準の木造住宅の建替えを加速化するため除却補助額を増額するとともに、新たに「新耐震グレーゾーン住宅※」の耐震改修制度を創設し、支援を強化します。（※1981年6月以降2000年5月末以前の新耐震基準で着工されたもの）あわせて、旧耐震基準の木造住宅の居住者を対象に実施している防災ベッドなどの設置補助について、新耐震グレーゾーン住宅の居住者も対象とし、設置を促進します。

取組指標	①旧耐震基準の住宅の耐震化率（推計値） ②新耐震グレーゾーン住宅の補助件数 ③防災ベッド及び耐震シェルター等補助件数		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	① 94%(R5末)	96%	98%
②	—	150件(R7～R11)	120件(R12～R15)
③	8件(R5)	150件(R7～R11)	120件(R12～R15)

家具転倒防止事業の拡充

家具転倒による圧死や逃げ遅れ、火災などを防止するため、自力で家具転倒防止器具の取付けが困難な高齢者や障害者のみで構成される世帯を対象に、建築士等を派遣し、取付けを支援します。従来の取組に加えて、延焼火災の危険性が高い重点対策地域では、令和7～11年度における器具購入補助率を100%とします。

取組指標	重点対策地域における家具転倒防止器具の設置率		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
	57.3%※	80%	推進

※重点対策地域及び対策地域での設置率

小中学校体育館への空調整備加速

避難所生活における健康維持を図るため、地域防災拠点となる小中学校の体育館への空調整備を加速します。

Table with 4 columns: Target Index, Current Status, R11 Target Value, R15 Target Value. Row 1: Small/Middle School Gymnasium Air Conditioning Equipment. Row 2: Current status 115 schools/465 schools (25%), Target 465 schools/465 schools (100%), R15 target -.

災害用トイレの充実

地域防災拠点の下水直結式仮設トイレの拡充や、自治会町内会、マンション管理組合等によるマンホールトイレの設置を支援するとともに、トイレトレーラーの追加導入など、災害用トイレを充実させます。



マンホールトイレ



トイレトレーラー

Table with 4 columns: Target Index, Current Status, R11 Target Value, R15 Target Value. Row 1: Disaster relief toilet expansion. Row 2: Current status 0 locations, Target 459/459 locations (completed), R15 target -. Row 3: Current status 1 unit, Target 2 units, R15 target -.

補充的避難所の機能強化や民間宿泊施設等の活用

避難所のスペース不足等に備え、地域防災拠点と同様に避難生活が可能となる補充的避難所の機能強化や、市内外の民間宿泊施設等を活用した避難先の拡充を図ります。

Table with 4 columns: Target Index, Current Status, R11 Target Value, R15 Target Value. Row 1: Private accommodation facilities. Row 2: Current status -, Target private hotel group etc. agreement conclusion (R7) agreement conclusion first expansion, R15 target agreement conclusion first expansion.

※神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合

備蓄物資の拡充

過去の災害等を教訓として、避難者の栄養補助や衛生維持、プライバシーや就寝環境の向上等に必要な物資を備蓄します。飲食物については、プッシュ型支援物資の到着等を考慮し、想定避難者数の3食×3日分を確保します。



栄養補助食・飲料



衛生用品 (口腔ケアなど)



プライバシー確保 (パーティション)



寝具 (コットなど)

Table with 4 columns: Target Index, Current Status, R11 Target Value, R15 Target Value. Row 1: Food and beverage stockpiling. Row 2: Current status 174,000 meals (2 meals 1 day for 20,000 people), Target 323,100 meals (3 meals 3 days for 20,000 people) (completed), R15 target maintenance.

福祉避難所の受入拡充及び備蓄品の充実

高齢者や障害者など配慮を要する人が避難しやすいよう、避難所環境を整えるとともに、社会福祉施設等との連携による福祉避難所の受入拡充や、民間宿泊施設等を活用した避難先の確保を進めます。あわせて、介護食など避難者の状態を考慮した備蓄品の拡充も行います。

Table with 4 columns: Target Index, Current Status, R11 Target Value, R15 Target Value. Row 1: Welfare disaster relief facilities. Row 2: Current status 557 facilities, Target 600 facilities, R15 target 620 facilities. Row 3: Current status check, Target full facilities stockpile (20,000 meals), R15 target update.

ペット同行・同室避難のための環境整備

ペットと暮らす方も避難所に避難できるよう、地域防災拠点に一時飼育場所を設けるための資機材を配付します。また、ペットとの同室避難場所についても、動物愛護センターなどにモデル設置を検討していきます。さらに、放浪しているペットや、様々な理由で飼い主との同行避難が困難なペットを動物救援センターに保護するため、必要な物資を整備します。



※ テント内等



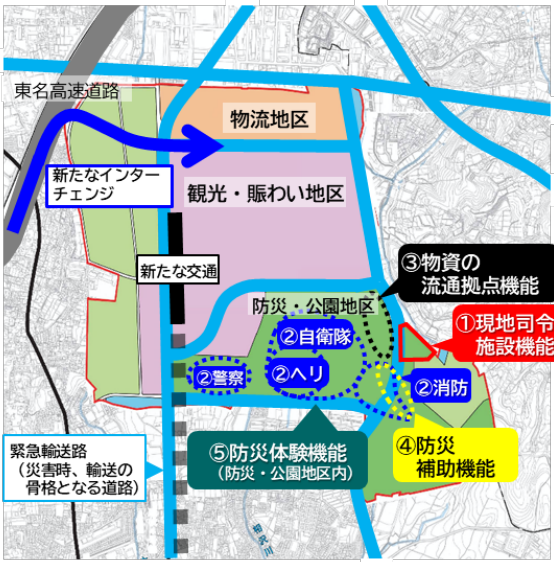
※ 屋内等

Table with 4 columns: Target Index, Current Status, R11 Target Value, R15 Target Value. Row 1: Pet relief environment improvement. Row 2: Current status 269/459 locations, Target 459/459 locations, R15 target 459/459 locations. Row 3: Current status -, Target animal welfare center etc. model installation, R15 target each area 1 or more. Row 4: Current status 1 location preparation, Target 4 locations, R15 target 4 or more.

広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備

旧上瀬谷通信施設地区	機能
①現地司令施設機能 (2.0ha)	市災害対策本部（本庁舎）指揮のもと、広域支援部隊となる自衛隊・警察・消防・医療従事者（DMAT等）の現地調整の司令塔
②外からの広域支援部隊のベースキャンプ機能(10.2ha)	広域支援部隊（自衛隊・警察・消防）の集結・宿営拠点やヘリ離着陸場として、公園の広場や野球場等の運動施設等のオープンスペースを活用
③物資の流通拠点機能	本市最大規模の新たな備蓄庫(建築面積4,000㎡相当) 外部からの支援物資の受け入れ拠点(建築面積5,000㎡相当)
④防災補助機能	広域支援部隊のベースキャンプや物資の流通拠点の補助機能として、部隊の休憩や打合せ場所、物資の一時保管、市災害対策本部の代替施設等にパークセンター1、2を活用
⑤防災体験機能	防災体験プログラムの実施等、平常時において市民の防災力向上につながる取組の実施
物流地区	民間物流施設での救援物資等の受け入れや配送に係る協力など、本市の防災機能を担う施設としての連携
観光・賑わい地区	民間事業者による帰宅困難者の受け入れや物資の備蓄など、本市の防災機能向上に繋がる取組
交通網	○新たなインターチェンジ：東名高速道路と直結した、本市の災害時ネットワークの起点となるICの整備 ○新たな交通：来街者の帰宅困難対応等、防災力強化策を実施 ○緊急輸送路：1次路線に指定

＜旧上瀬谷通信施設地区 ゾーニング図＞



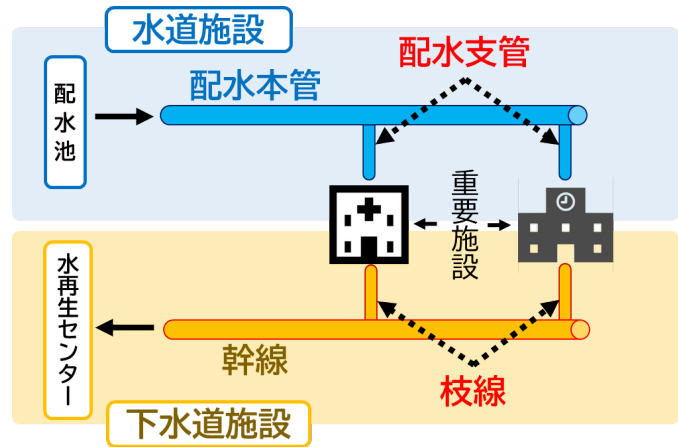
※広域避難場所
大地震により発生した火災から身を守るための避難場所を確保
(適地は今後検討)

柱4：災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靱化）《取組抜粋》

重要施設に接続する水道管・下水道管の耐震化

重要施設（地域防災拠点、応急復旧活動の拠点となる施設、医療活動の拠点となる病院）※の上下水道機能を確保するため、重要施設に接続する水道管（配水支管）・下水道管（枝線）の耐震化を重点的に進めます。

※重要施設：地域防災拠点（459箇所）、応急復旧活動拠点（41箇所）、災害拠点病院等（116箇所）の合計616箇所



取組指標	重要施設に接続する ①水道管（配水支管）及び下水道管（枝線）の耐震化 ②水道管（配水支管）の耐震化 ③下水道管（枝線）の耐震化		
	直近の現状値	R11目標値	R15目標値
①	357/616か所 (58%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
②	440/616か所 (71%)	506/616か所 (82%)	550/616か所 (89%)
③	478/616か所 (78%)	616/616か所 (100%)	—

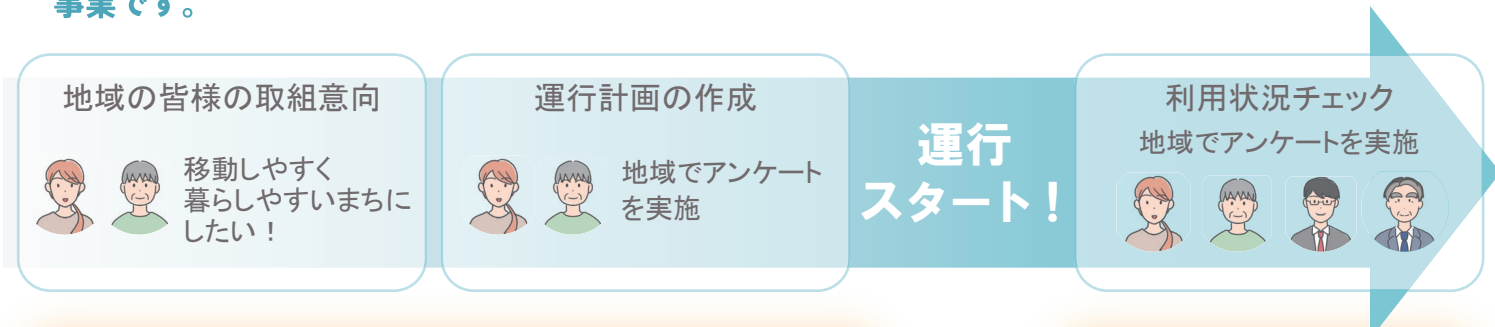
※②によりR9にすべての地域防災拠点で災害直後の給水を確保
※③によりR7にすべての地域防災拠点の枝線の耐震化が完了



横浜市 みんなのおでかけ交通事業

●どんな事業なの？

買い物などの日常生活の移動が不便と感じる地域で、日常生活圏（自宅周辺エリアや最寄り駅）を移動するための新たな地域公共交通「おでかけシャトル」を導入し、地域の移動課題の解決を目指す事業です。



検討・伴走



補助金交付

●取組体制

「おでかけシャトル」の導入に向けては、関係者が協力しながら、連携して取り組む必要があります。

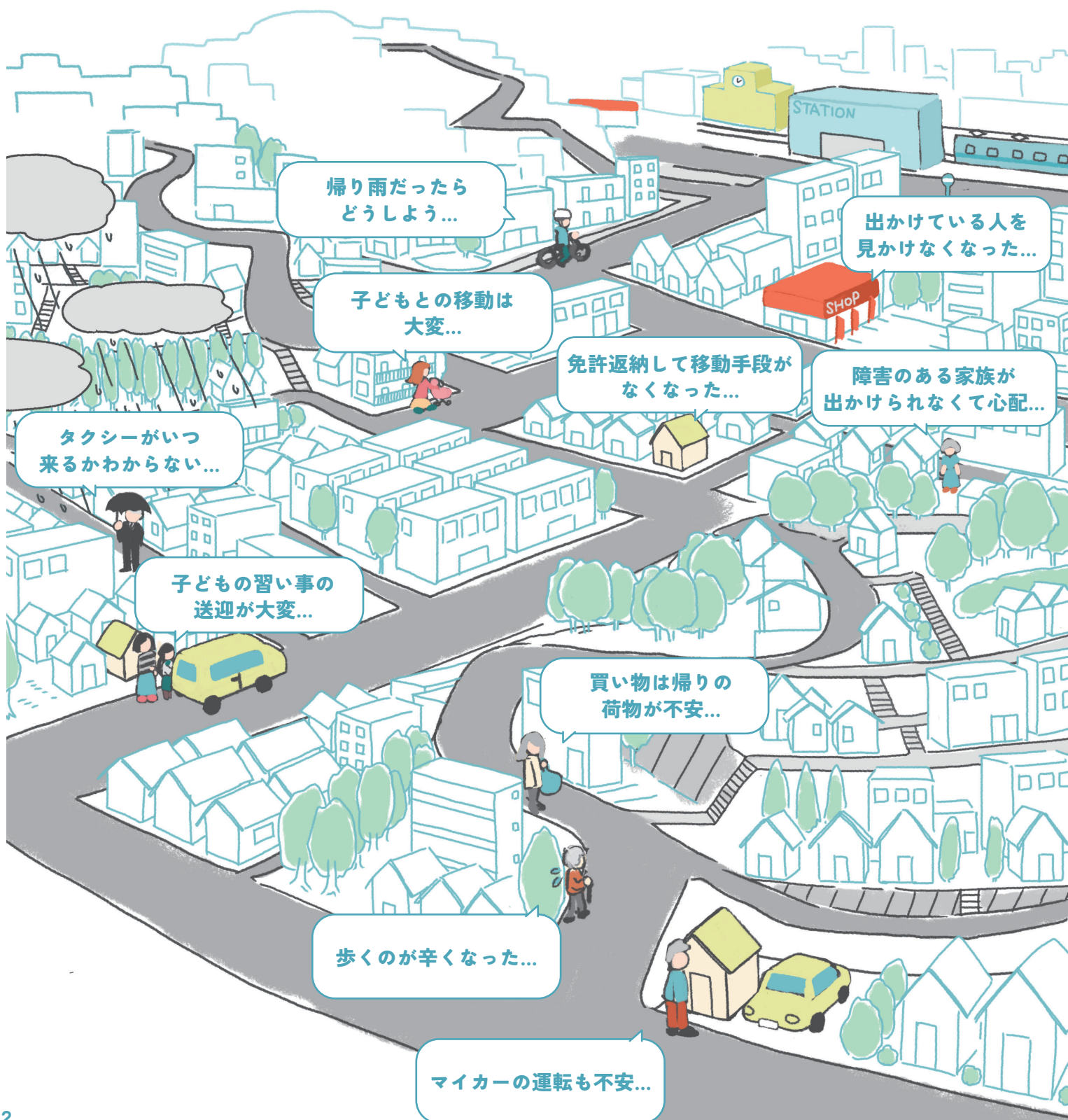


1 おでかけチャトル で

導入前

移動に関する様々な課題が聞こえてきます。

あなたの地域にもあてはまる課題はありますか？



まちはどう変わるか

行動の変化

気持ちの変化

まちの変化

導入後

移動手段の導入で、1人ひとりの行動に変化が生まれ
まちに住む方の「小さな幸せ」につながるかも。

駐車場の心配もないし、目的地の前に着いた！

運転しなくていいし、安全だった

免許を返納した

マイカー移動が
減った

誘ってお出かけするのが趣味になった

夏は涼しく、冬は暖かく快適

町で知り合いと
会う機会が増えた

友人との交流が
増えた

雨の日の帰宅も
安心

子どもと安心して
お出かけできた

出かける日が
増えた

決まった時間だから
予定を組みやすい

仕事の都合の心配が減った

地域のイベントの参加が増えた

送迎を頼れて
心のゆとりができた

久々に出かけてみたら、楽しかった！

自分のまちが
元気になった

楽に移動できて
便利

外出する人が増えて、にぎやかになった！

家事や自由な時間が増えた

お出かけが計画的にできる

荷物を気にせず
たくさん買い物できた

身近な商店やクリニックの利用が増えた

身近な場所で乗り降り
できて便利

重い荷物を持って歩かなくていいのが嬉しい

2 導入までの流れ

自分と同じく移動に困っている人があるかも...



地域のみなさんの声を知るために、アンケートをとってみましょう。



地域の移動に関する様々な課題

1. 課題を共有する

アンケート調査

高齢者だけでなく、子育て世帯や障害のある方など、いろんな人に使ってもらえるようにしたいね。



●●スーパーはよく行くから、ルートに入れたいな。



2. 運行計画をつくる

坂道が多くて買い物が大変になってきた...



アンケート結果など様々なデータを見ると●●駅を結ぶルートがよさそうです。



グループ登録

3. 運行事業者を決める

この道は見通しが悪く危ないのでこっちの道の方が安全です。



4. 運行に向けた準備

ゴミ置き場の横の空き地を停留所に活用できないか、持ち主に確認してみよう！



停留所の位置調整等

移動の課題解決！
もっと住みやすいまちへ

利用促進活動

運行状況のモニタリング

5. 運行スタート！

この時間はあまり使われていないね...
こんなルートならもっといろんな人に使ってもらえるかも！



検討開始から運行までのフローと役割分担

検討期間

フェーズ	項目	地域 住民	交通※ 事業者	横浜市
1. 課題を共有する	(1) 事前相談	●	●	●
	(2) 移動動向アンケートの実施	● 配布・回収		● 印刷・集計・分析

2. 運行計画
をつくる

	(1) 運行計画案の作成	●	●	●
	(2) 推計利用者数の算出			●

3. 運行事業者
を決める

	(1) 活動団体の設立（グループ登録等）	●		
	(2) 募集要件のとりまとめ	●		●
	(3) 募集要件の公表（事業者への周知 HPへの掲載）			●
	(4) 応募内容審査・事業者の選定	●		●

4. 運行に向けた
準備

	(1) 道路管理者・交通管理者との調整			●
	(2) 周辺のバス・タクシー事業者との調整			●
	(3) 停留所設置箇所の地先調整	●		
	(4) 地域公共交通会議等への付議		●	●
	(5) 運行準備（車両調達・停留所設置 各種申請等）	●	●	
	(6) 運行に係る協定締結	●	●	●

5. 運行スタート！

実証運行 最大3年間 本格運行	(1) 運行状況のモニタリング	●	●	●
	(2) 利用促進活動	●	●	
	(3) 運行計画の見直し・改善	●	●	●

※「交通事業者」については、フェーズ1、2は周辺の交通事業者、フェーズ4、5は運行事業者を意味します。

約 1 年

約 1.5 ～ 2 年

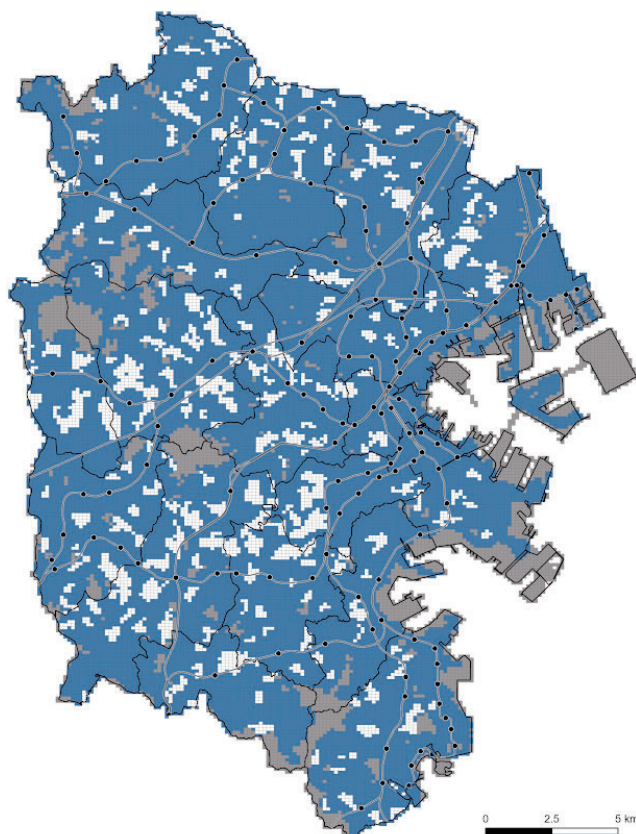
運行開始

3 支援内容

(1) 支援地区の考え方

取組地区に「公共交通圏域外」(白地)が含まれる地域を中心に支援していきます。
本パンフレットでは、公共交通圏域外を含む地区への支援内容についてお示しします。

(※1)



公共交通圏域図

「鉄道駅から 800m 以内」または
「バス停から 300m 以内」の地域

- 公共交通圏域
- 公共交通圏域外
- 非住宅系土地利用
- 鉄道駅
- 鉄道路線

(2) 支援継続条件（路線定期運行、デマンド型運行の場合）

運行継続には、以下に定めた収支率を達成する必要があります。

実証運行 (※2)	1年目終了時点（12 か月経過後）	収支率 25% 以上
	2年目終了時点（24 か月経過後）	収支率 35% 以上
	3年目終了時点（36 か月経過後）	収支率 50% 以上
本格運行	4年目以降（48 か月経過後）	収支率 50% 以上

(※1) 白地を含まない地区への支援など詳細については、「横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引き」をご覧ください。

(※2) 最長3年間。2年連続で運行継続条件未達の場合は運行を中止し、再検討を行います。

(3) 導入する交通サービス及び支援内容

バス・タクシー事業者などのドライバーによる運行

ルート・時刻を定める「路線定期運行」を基本とします。公共交通圏域外を含む広域をカバーできる場合は、企業などが主体となる「デマンド型運行」の適用も可能です。

① 路線定期運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・ その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)

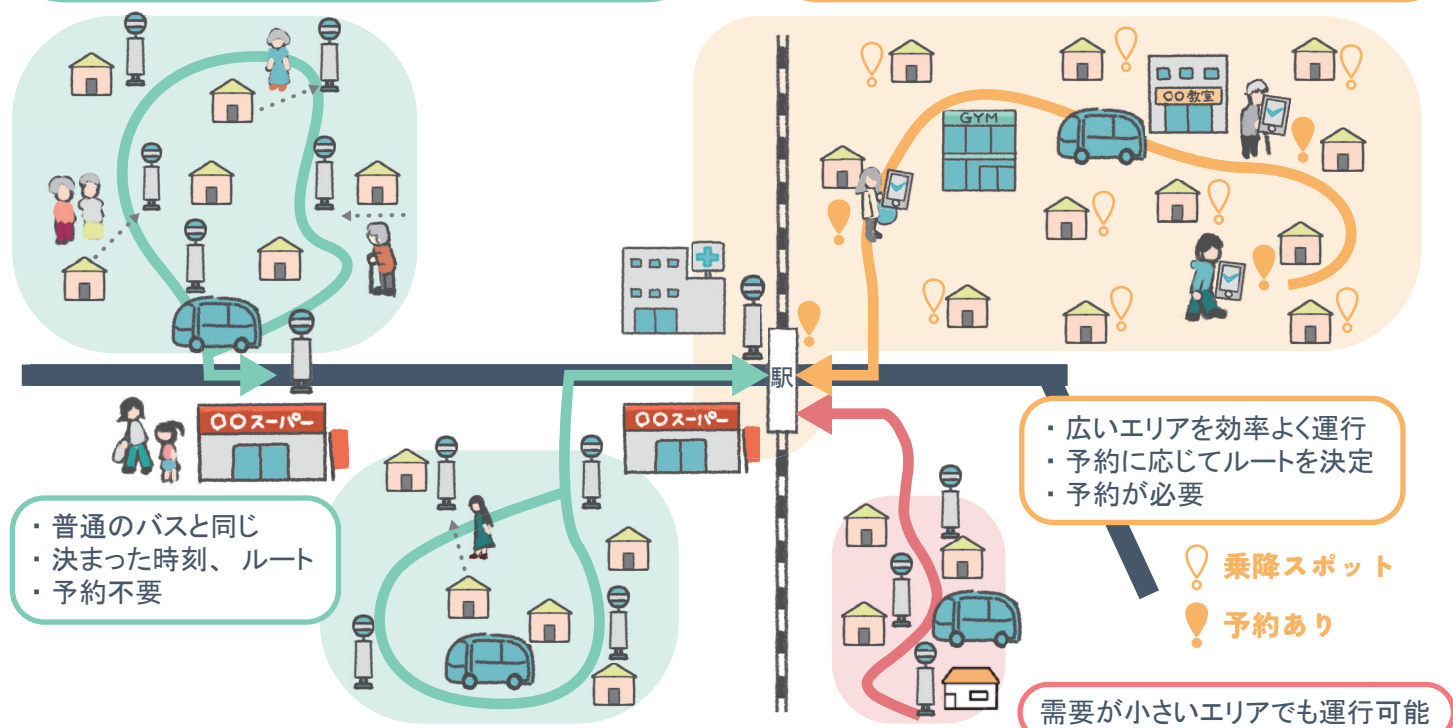
② デマンド型運行

実証運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助
- ・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)

本格運行

- ・ 運行経費と運賃収入等の差額補助 (50%かつ上限 600 万円 / 年を上限)
- ・ システム費補助 (上限 520 万円 / 年)
- ・ その他 (車両費、バス停設置費、利用促進費 等)



地域の担い手による運行

「路線定期運行」などの導入が難しい場合でも、マイカーを活用した地域の支え合いによる「ボランティアバス」や施設の送迎車両を活用した「地域貢献送迎バス」など、地域の輸送資源を活用した運行の適用が可能です。

③ 地域の輸送資源の活用

実証運行

及び

本格運行

車両費、保険料、燃料費補助など

取組にあたっての留意点

地域のもりあがり

地域の皆さまが主体となって移動の課題をしっかりと把握し、地域の総意として **おでかけシェア** の導入に向け取り組むことが必要です。

安全安心な運行

プロのドライバーであるバス・タクシー事業者による運行を基本とします。

持続可能な交通サービス

地域で **おでかけシェア** を定着させるためには、多くの方々の 利用による運賃収入が必要不可欠です。運賃収入のほか、地元企業等に運行のサポーターとなってもらうことも考えられます。

今ある公共交通を活かす

おでかけシェア は、鉄道やバスを補完する交通サービスです。検討の際は、周辺のバス路線等と役割を分担することが必要です。

Q&A

Q.1 どのように活動を始めればよいですか

まずは担当部署（都市整備局地域交通推進課または各区区政推進課）へご相談ください。移動に関するお困りごと等についてお伺いするとともに、本事業の内容や活動の進め方、地域の皆さまに担っていただく役割などについてご説明いたします。

Q.2 活動を進めていく中で、地域ではどのようなことをする必要がありますか

地域の皆さまが主体となって課題をしっかりと把握し、合意形成を図りながら活動を進めていくことが重要です。具体的には、移動動向アンケートの配布・回収、バス停留所候補地の周辺住民への協力依頼、利用啓発活動等を担っていただきます。「2導入までの流れ」も併せてご確認ください。

Q.3 運行継続条件の収支率が達成できなかった場合はどうなりますか

実証運行段階は、収支率を2年連続で達成出来なかった場合は、実証運行を中止し、地域、運行事業者、横浜市の3者で取組の方向性について協議を行います。

本格運行段階は、公共交通圏域外を含む場合、運行経費の50%にあたる額が本事業における補助の上限額となりますので、これを達成出来ない場合は運行の継続が困難となります。（地域、交通事業者等が不足額を補う場合は継続可能）

Q.4 敬老パスは使えますか

令和7年 10月より **おでかけシェア** でも利用可能となります。敬老パスを提示することで半額程度の割引運賃で乗車できます。

あわせて、福祉パス・特別乗車券も利用でき、提示することで無料で乗車できます。誰にとっても利用しやすい **おでかけシェア** となるよう検討しましょう。

説 明 資 料
 令 和 7 年 4 月 1 8 日
 鶴 見 消 防 署 総 務 ・ 予 防 課

初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきの上、単位会長様への周知をお願い致します。

【単位会長】申請を行う場合は、申請書に必要事項を記入の上、令和7年9月30日（火）までに鶴見消防署または各消防出張所に御提出をお願い致します。

3 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

4 申請方法

- (1) 受付期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
- (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、鶴見消防署または各消防出張所に御提出をお願い致します。

※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロードできます。また、鶴見消防署や各消防出張所でお渡しすることも可能です。

○「横浜市 初期消火器具」で検索

○2次元コード



裏 面 あ り

5 補助の対象経費

今年度も引き続き、①初期消火器具の新規設置又は器材全ての更新設置の場合、②消防用ホースなどの器材の一部更新や、既に自治会町内会が所有している初期消火箱への新たな資機材（スタンドパイプや台車等）を追加する場合の補助を行います。

	整備内容	補助の対象経費
①	初期消火器具の <u>新規設置又は器材全ての更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2 / 3 に相当する額（上限 20 万円 / 1 件）</u>
②	初期消火器具の <u>一部更新設置</u> の場合	初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の <u>2 / 3 に相当する額（上限 7 万円 / 1 件）</u>

6 お問い合わせ先

申請要件や書類等のお問い合わせは、下記担当あてご連絡ください。

鶴見消防署 総務・予防課予防係
担当 家田、鈴木
電話/FAX 045-503-0119
メール sy-tsurumi-yobo@city.yokohama.lg.jp

消 予 第 65 号
令和 7 年 4 月 15 日

自治会・町内会長 様

横 浜 市 消 防 局
予防課長 川島 正裕

防火・防災体験会についての御案内について

日頃から、地域の防火防災に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、火災や地震、風水害等の近年頻発する自然災害が発生した際には、一人ひとりの命は自らが守る「自助」、地域で助け合う「共助」が大変重要となります。

そこで、地震や風水害の怖さを身近に感じていただくとともに、火災が起こった際の初期消火として大変有効である初期消火器具の取り扱いや災害時の適切な行動について、学んでいただく防火・防災体験会を開催します。

ぜひ、本体験会に御参加いただき、地域の防火・防災活動に還元していただきたく、御案内申し上げます。

なお、今回の体験会は、これまでに横浜市の初期消火器具整備費補助事業を活用して、地域に初期消火器具を設置又は更新した自治会町内会を中心に御案内をさせていただいておりますことを、ご承知おきください。

1 日時

- (1) 令和 7 年 6 月 3 日（火）午後 2 時30分から午後 5 時まで
 - (2) 令和 7 年 6 月 7 日（土）午前10時から午後 0 時30分まで
 - (3) 令和 7 年 6 月11日（水）午後 2 時30分から午後 5 時まで
- ※ 全日同一の内容ですので、ご希望の日時で御参加ください。

2 場所

横浜市民防災センター（神奈川区沢渡 4－7）

※ 詳細な場所については、裏面をご覧ください。

3 申込人数

各自治会町内会 2 名まで、各回60名までとさせていただきます。

裏面あり

4 実施内容

スタンドパイプ式初期消火器具取扱訓練	大地震などの際に、木造密集地域における火災から延焼を防ぐためのスタンドパイプ式初期消火器具の取り扱いについて学びます。	
地震・火災体験ツアー	地震・火災体験ツアーでは、災害シアター、地震シミュレーター、火災シミュレーター、減災トレーニングルームの4つの体験が行えます。	
座学	初期消火器具を使用した訓練の実施方法やよこはま防災eパークを活用した救急の座学を実施します。	

5 申込方法

申込用紙（別紙）を

①横浜市消防局予防課メールアドレス（sy-yobo@city.yokohama.lg.jp）

または

②FAX（045-334-6610）

でお送りください。

※ 申込用紙の内容をメール本文に直接入力し、お送りいただくことでの申し込みも可能です。

6 申込期間

各開催日の2日前まで

（締め切り後も定員に余裕がある場合は、申込みを受け付けます。）

7 その他

(1) 気象警報の発令等により、急遽中止になる場合については、電話にて御連絡いたします。

(2) 動きやすい服装で御参加ください。

また、公共交通機関の御利用をお願いします。

※ 駐車場の御用意はございません。



横浜駅西口より徒歩 10 分

TEL 045-312-0119

FAX 045-312-0386

【担当】

横浜市消防局予防課 佐藤・岡田

TEL:045-334-6406

FAX:045-334-6610

E-mail:sy-yobo@city.yokohama.lg.jp

防火・防災体験会申込書

1 自治会町内会名

_____区 自治会町内会名：_____

(例) 区：保土ヶ谷区 自治会・町内会：横消町内会

2 参加希望日(希望する日時にチェックしてください。)

- ☐ 6月3日(火) 午後2時30分から午後5時まで
☐ 6月7日(土) 午前10時から午後0時30分まで
☐ 6月11日(水) 午後2時30分から午後5時まで

※ 受講決定通知は送付いたしません。希望日にお越しください。

※ 参加日の調整が必要な場合のみご連絡いたします。

3 参加予定人数

_____人

4 連絡担当者及び連絡方法

連絡担当者氏名：_____

TEL：_____

Mail：_____

※参加日の調整や研修会の中止について、御連絡を差し上げることがあります

※いただいた御連絡先やメールアドレスについては、本体験会に関する御連絡以外で利用することはございません。

5 その他(連絡事項がありましたら、ご記載ください)

【担当】

横浜市消防局予防課 佐藤・岡田

TEL:045-334-6406

FAX:045-334-6610

E-mail:sy-yobo@city.yokohama.lg.jp

戸籍氏名の振り仮名記載について【情報提供】

1 趣旨・概要

戸籍法の改正に伴って、行政手続きのデジタル化の推進等のために戸籍の氏名に振り仮名が記載されるようになります。

令和 7 年 5 月 26 日時点（改正法の施行日）において本籍を置く市区町村から皆様（原則として戸籍の筆頭者宛て）に振り仮名が記載された通知が発送されますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 今後の流れ

(1) 令和 7 年 5 月 26 日から夏頃まで

各ご家庭に、戸籍に記載する予定の振り仮名がハガキで届きます。このハガキは同一戸籍にいる方全員分（1 通に 4 名まで）の振り仮名が記載されており、戸籍内で住所が別の方がいる場合は、同内容のハガキがそれぞれの住所あて郵送されます。

【通知ハガキ 表面のイメージ】

料金後納郵便 市区町村管理番号 100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 法務 太郎 様 郵便用カスタマーバーコード印刷領域 【必ず開封してください】 戸籍への振り仮名記載についてのお知らせ この通知に関してご不明な点がございましたら、法務省ホームページ及び当市ホームページをご確認ください。当市までお問い合わせされる際には、右上の管理番号をお知らせください。 (法務省HP) 二次元バーコード (〇〇市HP) 二次元バーコード 矢印からゆっくりはがしてご覧ください	文書番号 令和7年 月 日 戸籍に記載される振り仮名の通知書 〇〇県〇〇市長 印 戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。この通知に記載された振り仮名を必ずご確認ください。記載されている振り仮名が誤っている場合には、令和8年5月25日までに、裏面の方法で、必ず正しい振り仮名の届出をしてください。 届出をしなくても、令和8年5月26日以降に、この通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。 本籍 〇〇県〇〇市〇〇12345番 【氏の振り仮名】 <table><tr><td>氏</td><td>法 務</td></tr><tr><td>振り仮名</td><td>ホウム</td></tr><tr><td>氏の振り仮名の届出が可能の方</td><td>法務 太郎 様のみ</td></tr></table>	氏	法 務	振り仮名	ホウム	氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ	【名の振り仮名】 <table><tr><td>①</td><td>名</td><td>太 郎</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タロウ</td></tr><tr><td>②</td><td>名</td><td>京 子</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>キョウコ</td></tr><tr><td>③</td><td>名</td><td>正</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>タダシ</td></tr><tr><td>④</td><td>名</td><td>ゆり</td></tr><tr><td></td><td>振り仮名</td><td>ユリ</td></tr><tr><td>名の振り仮名の届出が可能の方</td><td colspan="2">①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)</td></tr></table> ※令和7年 月 日現在のデータにより作成しています。 右のコードは目の不自由な方のための音声コードです。読み取りには専用のアプリが必要です。(「Uni-Voice アプリ」/「Uni-Voice Blindアプリ」) 音声コード	①	名	太 郎		振り仮名	タロウ	②	名	京 子		振り仮名	キョウコ	③	名	正		振り仮名	タダシ	④	名	ゆり		振り仮名	ユリ	名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)	
氏	法 務																																		
振り仮名	ホウム																																		
氏の振り仮名の届出が可能の方	法務 太郎 様のみ																																		
①	名	太 郎																																	
	振り仮名	タロウ																																	
②	名	京 子																																	
	振り仮名	キョウコ																																	
③	名	正																																	
	振り仮名	タダシ																																	
④	名	ゆり																																	
	振り仮名	ユリ																																	
名の振り仮名の届出が可能の方	①～④の方が個別に届出可能です。 (未成年者については、親権者からの届出も可能です。)																																		

《裏面もあります。》

(2) ハガキが届いてから令和8年5月25日まで

ア 振り仮名が正しい場合

手続きは必要ありません。この場合、令和8年5月26日以降に自動で戸籍に振り仮名が記載されます。

イ 振り仮名に誤りがある場合

振り仮名の届出が必要です。

※オンライン（マイナンバーカード利用）や郵送で届出可能です。詳細はお届けするハガキをご確認ください。

【届出期間】 令和7年5月26日～令和8年5月25日の1年間

(3) 令和8年5月26日以降

すべての戸籍に振り仮名が記載されます。この日以前に、振り仮名の届出をされた方については、届出された時点で戸籍に振り仮名が記載されます。なお、戸籍に振り仮名が記載されると、本籍地の市区町村から住所地市区町村へ通知がなされ、自動的に皆様の住民票の氏名の振り仮名も記載されます。

4 コールセンターについて

戸籍の氏名に振り仮名が記載されることは、全国一斉に開始されます。

令和7年5月26日以降に国のコールセンターが開設されますので、ご不明点がございましたらお問合せください。

また、通知ハガキに関するお問合わせ等について、本市においても専用のコールセンターを開設します。電話番号等の詳細は、通知ハガキに記載するとともに本市ホームページに掲載する等してお知らせする予定です。

横浜市振り仮名の WEB ページ

2次元コード→



市民局窓口サービス課
担当 中澤、指宿
電話 045-671-2176 /FAX 045-664-5295
メール sh-madoguchi@city.yokohama.lg.jp

2025年5月26日 改正戸籍法施行

戸籍にフリガナが記載されます

2025年
5月以降

本籍地の市区町村から
戸籍に記載される予定の氏名の
フリガナの通知が届きます

Point

通知されたフリガナをまず確認！

➡ 誤っている場合は届出をしてください
マイナポータルでオンライン届出ができます



2026年
5月以降

通知されたフリガナが
戸籍に記載されます



正しいフリガナが通知された
場合は、届出をしなくても、
戸籍に記載されるから安心!!

【詐欺にご注意ください】

フリガナの届出に手数料はかかりません。
届出をしなくても罰則はありません。

戸籍制度
マスコットキャラクター
コセキツネ

フリガナのルールができます
詳しくはこちら→



法務省
MINISTRY OF JUSTICE

敬老パスの新たな取組について【事業説明】

1 事業の趣旨

敬老特別乗車証（以下：敬老パス）は、高齢者の社会参加を支援することを目的に、市内にお住まいの 70 歳以上の希望される方に、所得等に応じた負担金をお支払いいただき交付しています。

このたび、敬老パスに関する新たな取組を開始しますのでお知らせしますとともに、周知にご協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】チラシ（A 4 両面の表面）について掲示板への掲出をお願いします。

掲示期間：令和 7 年 9 月 30 日まで

※貼替を希望の場合には、その旨区の高齢・障害支援課あてにご連絡ください。

3 新たな取組の概要

- (1) 75 歳以上で運転免許証を自主返納した人に、敬老パスを 3 年間無料で交付します

免許証返納後の外出をお支えするため、令和 7 年 4 月 1 日以降に 75 歳以上になってから運転免許証を自主返納し、敬老パスを申請した方に、令和 7 年 10 月 1 日以降、敬老パスを 3 年間無料で交付します。

※申請には、警察署等で免許証返納時に交付される、「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

- (2) 敬老パスの対象交通機関が増えます

10 月 1 日より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、敬老パスの提示により、半額程度で利用できるようになります。

【利用できる交通機関】※今後拡大する予定

- ・四季めぐり号（旭区）
- ・こすずめ号（戸塚区）
- ・Eバス（泉区）

（運行地域にお住まいの皆様には今後改めて周知する予定です。）

4 敬老パスに関するお問合せ先

敬老パス問合せダイヤル

- ・電話番号：0120-206-160
- ・受付時間：毎日 8 時から 19 時まで

（休止期間：令和 7 年 4 月 1 日から 4 月 6 日、令和 7 年 12 月 29 日から令和 8 年 1 月 3 日）

健康福祉局 高齢健康福祉課

担当 正木、長嶋

電話 045-671-2406/FAX 045-550-3613

メール kf-koreikenko@city.yokohama.jp

令和7年10月～

75歳以上で

令和7年4月1日以降に

運転免許証を返納した方

敬老パス 3年間無料



申請時には免許返納時に交付される
「申請による運転免許の取消通知書」が必要です。

横浜市 敬老パス



横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

(令和7年4月7日～令和8年3月31日まで)

無料交付の 対象となる方

令和7年4月1日以降に、
75歳以上で

運転免許証を自主返納した方

※現在敬老パスをご利用されている方も対象になります

誕生日によって、3年間敬老パスを無料にするための
運転免許証の返納時期が異なります。

①昭和25年（1950年）10月1日以前の誕生日の方

→令和7年4月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

②昭和25年（1950年）10月2日から昭和26年（1951年）10月1日までの誕生日の方

→令和7年10月1日以降に免許証を返納した場合に無料の対象

注意

○自主返納以外（失効など）は無料交付の対象になりません

○普通免許や二輪免許等、複数の運転免許証をお持ちの方は、すべて返納することで対象となります

○免許証返納による敬老パス無料の申請には、期限（免許証を返納した日から2回目に来る9月30日まで）があります。

（例）免許証返納日が令和7年5月1日の場合、申請期限は令和8年9月30日になります。

免許証返納から敬老パスの申請の流れ

1. 警察署または運転免許センターで運転免許証を返納する

2. 「申請による運転免許の取消通知書」の交付を受ける
※再発行できませんので、なくさないでください

3. お住まいの区役所の高齢・障害支援課で無料の申請をする
持ち物：申請による運転免許の取消通知書、本人確認書類（マイナンバーカード、介護保険証等）

● 現在、敬老パスを利用している方

● これから敬老パス利用する方

お使いの敬老パスで
引き続きご利用いただけます

新しい敬老パスを
特定記録郵便にて
ご自宅にお送りします

敬老
パス

とは

横浜市では、高齢者の社会参加の支援するため、70歳以上の市民の方に敬老パスを交付しています。
敬老パスを提示することで、横浜市営バス、民営バス、金沢シーサイドライン、市営地下鉄をご利用いただけます。
※令和7年10月より、地域の身近な公共交通として、一部の地域で運行しているワゴン型バスなどが、半額程度で利用できるようになります。

横浜市敬老パス問合せダイヤル

TEL 0120-206-160

（令和7年4月7日～令和8年3月31日まで）

令和7年4月
健康福祉局
高齢健康福祉課

GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

令和 7 年 3 月 19 日に実施した「GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会」において、公益社団法人 2 0 2 7 年国際園芸博覧会協会から、会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件が発表されました。

GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えておりますので、引き続きのご協力をお願いします。

1 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 GREEN×EXPO 2027 開催 2 年前記者発表会について

添付の記者発表資料をご参照ください。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局
GREEN×EXPO 推進課 広報担当
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

NEWS RELEASE

報道関係者各位

2025年3月19日

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

GREEN×EXPO 2027 開催まであと2年 主要施設の展示内容など最新の会場計画を発表 ～会場を共創する出展内定者は377件に～

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（会長：十倉雅和、所在地：横浜市中区）は、GREEN×EXPO 2027（正式名称「2027年国際園芸博覧会」）の開催2年前である2025年3月19日（水）、日本橋三井ホールにて記者発表会を実施しました。会場の主要施設である「政府出展」などの展示計画を含む最新の会場計画のほか、Village出展、花・緑出展（企業・団体・個人、自治体）、テーマ営業出店の内定者として、新たに145件を発表し、会場を共創する出展内定者（テーマ営業出店を含む）はあわせて377件となりました。



空から見た GREEN×EXPO 2027 会場

■GREEN×EXPO 2027の最新会場計画について

GREEN×EXPO 2027における会場計画のうち、主要な施設「テーマ館」「園芸文化展示」「政府出展」の展示内容について、最新情報を公表しました。未知なる植物の力や日本の伝統的な自然観について、見て、触れて、学んでいただける展示として準備を進めています。

● すべての生命はつながっている。植物を中心に。（テーマ館）

地球上のすべての生命のうち、重量で82%を占める植物。テーマ館では地球を支える命の根源である植物の真の姿を、最新の映像技術と展示技術でお伝えします。また、東日本大震災の津波に耐えた陸前高田市の「奇跡の一本松」の根も展示。復興を象徴する展示であり、植物が菌類と共生する土の中の世界を最新の研究成果に基づきお伝えします。

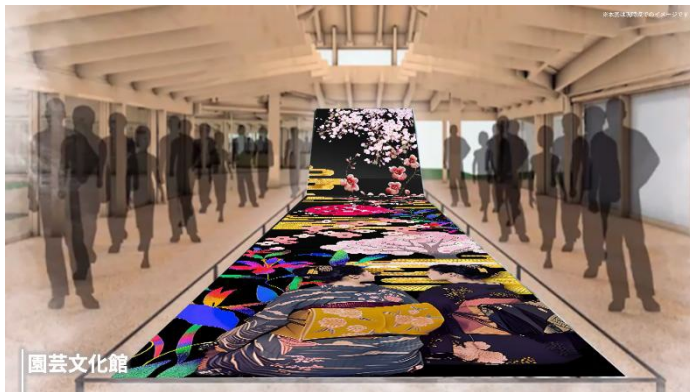


<展示エリア>

「奇跡の一本松」の根を展示。植物が菌類と築く土の中のネットワークを紹介します。

● 江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現（園芸文化展示）

日本人が自然とともに親しんできた園芸文化。江戸期には、日本の園芸文化は世界最高水準に発達しました。園芸文化展示では、江戸時代を中心とした日本の園芸文化の神髄を表現します。また屋外には、江戸時代の植木屋・花屋敷を再現。春分から始まり、晩春・初夏・盛夏・初秋と植物を入れ替え、日本の園芸文化の水準の高さや自然観、季節感を体感いただけます。



< 展示エリア >

屋内展示では建築との調和を考慮した展示空間を構成し、日本の園芸文化の魅力等を発信。

● 日本の自然観を再考し、未来へ進む（政府出展）

政府出展が位置するのは、横浜市内を流れる和泉川の流頭部。この貴重な自然環境を引き継いでいくため、流頭部の自然環境を読み解き、既存の樹木や在来の植物を活用し、屋外展示では美しい風景としての「令和日本の庭」をつくりあげます。また、屋内展示ではプラネタリーバウンダリーといった地球規模の課題について、“みどり”で解決する可能性を体感・共感し、来場者が考え、ひとりひとりが取り得る行動への一歩を提案します。



< 屋外展示 >

竹林や松林といった日本の里山の風景を背景に、日本の雅を華やかに表現。

国土交通省・農林水産省提供



< 屋内展示 >

農とみどりが調和した都市～農山漁村の将来像を提示する。

国土交通省・農林水産省提供

■「Village出展」及び「花・緑出展」の内定について

新たに「Village出展^{※1}」に5件、「花・緑出展^{※2}（企業・団体・個人）」に63件、そして「花・緑出展（自治体）」に73件が内定しました。

これにより、2024年10月1日（火）に発表された内定者とあわせて、

「Village出展」に 13件、

「花・緑出展」に360件、

両出展への内定者は合計373件となりました。

- 「Village出展」第二次内定者（5件）（※五十音順）
 - ・ 株式会社大林組
 - ・ 清水建設株式会社
 - ・ 住友林業株式会社
 - ・ 東急グループ
 - ・ 東日本電信電話株式会社
- 「花・緑出展」第二次内定者 企業・団体・個人 （63件） 別紙一覧
- 「花・緑出展」内定 自治体 （73件） 別紙一覧

※1 Village出展とは

市民や企業など多様な参加者が、コンセプトを共有しながら「幸せを創る明日の風景」を創り上げる共創事業「Village」。その中核となる、カーボンニュートラルやネイチャー・ポジティブなど、新たなグリーン社会実現に向けた企業による出展。

※2 花・緑出展とは

花と緑のプロフェッショナルが、ここでしか見られない庭園や花壇、生け花やフラワーアレンジメント、盆栽、新品種・希少種など、多種多様な花・緑の作品を出展する、美と技術の競演。

■「テーマ営業出店」の内定について

「テーマ営業出店^{※3}」に4件が内定しました。

- 「テーマ営業出店」内定者 （4件）（※五十音順）
 - ・ JA グループ
 - ・ 株式会社丸兆
 - ・ 明治グループ
 - ・ 山崎製パン株式会社

※3 テーマ営業出店とは

共創事業「Village」において、「幸せを創る明日の風景」の創出に資する、エシカル消費や食育などをテーマとした独自の飲食や物販等、企業・団体による出店。

会場計画図ならびに Village 出展・テーマ営業出店の配置

GREEN×EXPO 2027の会場空間を共創するパートナーは「Village出展」、「花・緑出展」、「テーマ営業出店」をあわせて377件となり、多くの出展者のみなさまと一緒に魅力溢れる会場空間を準備して参ります。



※Village 出展、花・緑出展、テーマ営業出店の各内定者より個別リリースが発出されている場合がございます。



Village 出展・テーマ営業出店内定者

<前列左から>

株式会社大林組◆、住友林業株式会社◆、東日本電信電話株式会社◆、株式会社 KT グループ◆、相鉄ホールディングス株式会社◆、大和ハウス工業株式会社◆、三菱国際園芸博覧会総合委員会◆、JA グループ◇、明治グループ◇

<後列左から>

清水建設株式会社◆、東急グループ◆、鹿島建設株式会社◆、三光ソフランホールディングス株式会社◆、竹中グループ◆、東邦レオ株式会社◆、株式会社丸光◇、山崎製パン株式会社◇

(企業・団体名のみ。敬称略。◆は Village 出展内定者、◇はテーマ営業出店内定者。)



<前列左から>

株式会社サカタのタネ、一般社団法人ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ、一般社団法人JFTD（花キューピット）、全国花みどり協会、玉川大学、一般社団法人日本植木協会、一般社団法人日本造園建設業協会、公益社団法人日本フラワーデザイナー協会、株式会社ハクサン

<後列左から>

福島県、千葉県、富山県、神戸市、福山市、高松市、熊本市

花・緑出展内定者



2年前発表会に参加された出展内定者一同

■主催者挨拶

登壇者一覧 ※敬称略

- ・会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）



【十倉会長コメント】

GREEN×EXPO の見どころの一つとなるテーマ館や園芸文化展示、政府出展など、本博覧会の魅力の一端をご紹介します。皆様ぜひ楽しみにしていただきたい。

2年後、会場となる横浜・上瀬谷で、圧倒的な花と緑、魅力的な空間を創出し、皆様をお迎えできるよう、協会一同、関係者の皆様とともに、引き続き着実に準備を進めていく。



【山中市長コメント】

GREEN×EXPOは、米軍から返還された土地の友好平和利用の象徴であり、また、国内外から参加される多くの皆様と、気候変動の課題を共有し、解決につなげるアクションを起こす場、そしてそのアクションを世界へと発信していく場。

一人一人の行動やライフスタイル、企業行動を変えていくきっかけとなるGREEN×EXPOを、ホストシティとして、皆様とともに大いに盛り上げていきたい。



【黒岩知事コメント】

開催期間中のみならず、機運醸成の段階から、多様な主体が積極的に参加し、「みんなで盛り上げ、みんなで創り、みんなが参加できる万博」をめざす。

また、ミュージカルや庭園等の出展を通じ、県政の基本理念である、いのち輝く「"Vibrant INOCHI"」の実現をめざしていく。

●「GREEN×EXPO 2027 開催2年前記者発表会」開催概要

【日時】2025年3月19日（水）10時30分～11時15分

【会場】日本橋三井ホール

【登壇者】

- ・2027年国際園芸博覧会協会 会長 十倉 雅和（日本経済団体連合会 会長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 山中 竹春（横浜市長）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 副会長 黒岩 祐治（神奈川県知事）
- ・2027年国際園芸博覧会協会 推進戦略室長 脇坂 隆一
- ・Village 出展内定者 13件
- ・テーマ営業出店内定者 4件
- ・花・緑出展内定者 16件

【内容】

- ・オープニングアタック映像
- ・主催者挨拶
- ・GREEN×EXPO2027 紹介映像
- ・会場計画・出展関連情報発表
- ・内定者紹介・フォトセッション

本件に関するお問合せ先

○GREEN×EXPO 2027に関すること

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

【会場計画に関すること】 企画調整部調整課 担当：田中 Tel：045-307-2068

【Village 出展・テーマ営業出店に関すること】 事業部事業企画課 担当：齋藤 Tel：045-307-2049

【花・緑出展に関すること】 出展部出展課 担当：丸山 Tel：045-307-2057

○GREEN×EXPO 2027 PR事務局（株式会社プラチナム内） 担当：星野・河村・小野

MAIL：greenexpo2027_pr@vectorinc.co.jp

TEL：03-5572-6072 FAX：03-5572-6075

GREEN×EXPO 2027 開催概要

名 称	2027年国際園芸博覧会 (International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan)
正 式 略 称	GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロナナ)
開 催 場 所	神奈川県横浜市
開 催 期 間	2027年3月19日(金)～2027年9月26日(日)
テ ー マ	幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
博覧会区域	約100ha(内、会場区域80ha)
ク ラ ス	A1(最上位) クラス(AIPH承認+BIE認定)
参 加 者 数	1500万人(有料来場者数：1,000万人以上)
公式サイト	https://expo2027yokohama.or.jp/



公式マスコットキャラクター
「トゥンクトゥンク」

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【Village出展】計13件(第一次内定8件+第二次内定5件)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	内定区分	No.	企業・団体名	内定区分
1	株式会社 大林組	②	8	大和ハウス工業株式会社	①
2	鹿島建設株式会社	①	9	竹中グループ	①
3	株式会社 KTグループ	①	10	東急グループ	②
4	三光ソフランホールディングス株式会社	①	11	東邦レオ株式会社	①
5	清水建設株式会社	②	12	東日本電信電話株式会社	②
6	住友林業株式会社	②	13	三菱国際園芸博覧会総合委員会	①
7	相鉄ホールディングス株式会社	①			

【テーマ営業出店】計4件

(五十音順)

No.	企業・団体名	No.	企業・団体名
1	JAグループ	3	明治グループ
2	株式会社 丸兆	4	山崎製パン株式会社

【花・緑出展(企業・団体・個人)】計287件(第一次内定226件+第二次内定63件のうち重複2件除く。一部非公表あり)

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	アース製菓株式会社		①	54	一般社団法人 神奈川県園芸協会		①
2	アーティフィシャルフラワーズ協会		①	55	一般社団法人 神奈川県造園業協会	①	
3	アイバルブ・ジャパン		①	56	神奈川県立横浜瀬谷高校		②
4	有限会社 アオキ・グリーン	①		57	学校法人 神奈川大学		②
5	株式会社 赤塚植物園	①	①	58	株式会社 金沢臨海サービス	①	
6	株式会社 アジャイルエナジーX		①	59	株式会社 庭師生樹		①
7	足立原造園土木株式会社	①		60	株式会社 Kam's YOSHIDA		②
8	アトリエ十色 ※共同出展		①	61	カレンフジ株式会社	①	
9	有限会社 アミノ	①		62	有限会社 季織苑		①
10	アライグリーン株式会社	①		63	岸田園芸株式会社	①	
11	Anti kukka ※共同出展		①	64	株式会社 kinoiro	①	①
12	and now合同会社		①	65	株式会社 岐阜造園	①	
13	EPFD協会		①	66	近畿花き振興協議会 ※共同出展		②
14	生きる庭	①		67	株式会社 クォンタムフラワーズ&フーズ		①
15	池坊のいけばなを魅せる会「咲ら-SAKURA-」 ※共同出展		①	68	有限会社 グラスハウス ※共同出展	①	
16	一般社団法人 いけばな協会		①	69	株式会社 グリーンアンドアーツ	①	
17	いけばな文化振興普及協会 いけばなworks		①	70	株式会社 グリーンファーム		①
18	生駒造園土木株式会社	①		71	株式会社 グリーンフィールドプロジェクト		②
19	石井造園株式会社		①	72	株式会社 クレイ		②
20	株式会社 石勝エクステリア ※共同出展	②		73	クロダファーム		②
21	イシキナ ユウ		②	74	グンゼグリーン株式会社		②
22	石原産業株式会社		①	75	株式会社 Kei's ※共同出展	①	
23	株式会社 伊藤商事 ※共同出展		①	76	原色ドライフラワー研究会		①
24	イノチオ精興園株式会社		①	77	一般財団法人 公園財団		①
25	有限会社 今井ナーセリー ※共同出展		①	78	有限会社 幸徳園	①	
26	岩間造園株式会社	①		79	港南植木ガーデン・福岡造園 ※共同出展	①	
27	インターフローラルデザイナー協会		①	80	小菊盆栽芸術協会会長生会 ※共同出展		①
28	株式会社 ヴェルデ		①	81	一般財団法人 国際花と緑のセラピー協議会		①
29	株式会社 内田造園	①		82	国際雪割草協会		①
30	株式会社 内田緑化興業	②	②	83	苔むすび合同会社		①
31	内山緑地建設株式会社	①		84	小杉造園株式会社	①	
32	株式会社 エコ・ファーム鳥取		①	85	株式会社 小林園	①	
33	江崎真吾 グリーンプラザみやま	①	①	86	Comoris DAO合同会社	②	
34	特定非営利活動法人 SDGs JAPAN-TOCHIGI	②		87	これからのいけばなを考える会		①
35	ENEGGO株式会社		①	88	株式会社 サカタのタネ	①	①
36	FSブルーム株式会社	①		89	サカタのタネ グリーンサービス株式会社	①	
37	合同会社 FGL		②	90	相模庭苑株式会社	②	
38	一般社団法人 園芸学会		②	91	作庭志稲田株式会社	①	
39	公益社団法人 園芸文化協会 ※共同出展		①	92	櫻井造園土木株式会社	①	
40	園修造園	①		93	SANOYOI-咲の育-		②
41	欧風花インスティテュート		①	94	佐橋造園		①
42	OATアグリオ株式会社		②	95	有限会社 座間洋らんセンター		①
43	大島造園土木株式会社	①		96	サントリーフラワーズ株式会社	①	①
44	オーストラリアプリザーブドフラワー協会(APA)		①	97	三楽衆 ※共同出展	①	
45	大田市場花き部代表者会 ※共同出展		①	98	JEJアステージ株式会社	①	①
46	岡田茂吉美術文化財団 神奈川支部		①	99	一般社団法人 JFTD(花キュービッド)		①
47	一般財団法人 沖縄美ら島財団	①		100	JA足利 花き部会		①
48	屋内緑化推進協議会		①	101	ジェービーエス製菓株式会社		①
49	一般財団法人 小原流 横浜支部		①	102	四季彩庵 ※共同出展		①
50	合同会社 オリビアス		②	103	有限会社 四季の企画社		①
51	NPO法人 ガーデンを考える会		①	104	四国庭石株式会社	①	
52	株式会社 貝塚造園・GREENCALMHOUSE・植和造園・PLANTED・田野井造園株式会社・株式会社 きたむら園 ※共同出展	①		105	シドモア桜の会 横浜		①
53	株式会社 カインズ		②	106	有限会社 清水工業ガーデン	①	
				107	株式会社 ジャクエツ	①	①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
108	合同会社 シフトガーデニングアンドグリーン		①	177	一般社団法人 日本種苗協会		①
109	一般社団法人 ジャパン・フラワー&コミュニケーションズ ※共同出展		①	178	日本樹木医会神奈川県支部		①
110	チャン フルーリー イズミ		①	179	一般社団法人 日本造園組合連合会	①	
111	株式会社 春峰園	①		180	一般社団法人 日本造園組合連合会大阪府支部		①
112	湘南造園株式会社	①		181	一般社団法人 日本造園建設業協会	①	
113	株式会社 新松戸造園		①	182	一般社団法人 日本造園建設業協会 神奈川県支部	②	
114	有限会社 スープ		①	183	一般社団法人 日本造園建設業協会東北総支部(東北地区緑化団体協議会)	①	
115	株式会社 鈴木造園土木	①		184	日本ナチュロック株式会社	①	
116	株式会社 鈴鍵	①		185	日本花あしらい普及協会		①
117	合同会社 スピカ		②	186	公益財団法人 日本花の会	①	
118	住友化学園芸株式会社		①	187	公益財団法人 日本ばら会		①
119	住友林業緑化株式会社	①	①	188	一般社団法人 日本ハンギングバスケット協会		①
120	晴照造園	①		189	日本フラワー作家協会		①
121	一般社団法人 世界押花芸術協会		②	190	公益社団法人 日本フラワーデザイナー協会		①
122	摂南大学		②	191	一般社団法人 日本盆栽協会 ※共同出展		①
123	全国女性造園技術者の会		①	192	特定非営利活動法人 日本メディカルハーブ協会		①
124	全国花みどり協会		①	193	日本レミコ押し花学院・国際プレスドフラワーデザイナー協会		①
125	特定非営利活動法人 全日本愛蘭会		①	194	庭工荒川・霧が丘緑舎 ※共同出展	①	
126	宣法未生流 with DAKTEN ※共同出展		①	195	庭咲桜(にわざくら)		①
127	ソアラ株式会社		②	196	庭祥 清水庵	②	
128	造園作家展組合 ※共同出展	①	①	197	株式会社 庭作す森	①	
129	草月会神奈川県支部		②	198	庭屋遠舟	①	
130	相武造園土木株式会社	①		199	庭屋mohey	①	
131	ソラフラワーズ協会 ※共同出展		①	200	株式会社 庭屋の関	①	
132	有限会社 ダイカツプラント		①	201	野村不動産株式会社 ※共同出展		②
133	株式会社 泰山園	①		202	株式会社 ハイボネックスジャパン	②	①
134	株式会社 タカショー	①		203	BAOBABLISS×MOTOMACHI花こ ※共同出展	②	
135	高梨庭園 ユタカ株式会社 ※共同出展	①		204	株式会社 ハクサン	①	①
136	株式会社 高山煉瓦建築デザイン	②		205	箱根植木株式会社		②
137	株式会社 竹内庭苑	①		206	一造園土木株式会社	①	
138	株式会社 田澤園	①		207	花育CasualFlowerSalon		②
139	夢科高原 パラクライングリッシュガーデン	②		208	花鏡 ※共同出展	①	
140	多肉スタイリング協会®		①	209	はなじゅく／フェリシテフラワー ※共同出展		①
141	食べるバラ農園	②		210	花と緑の研究所株式会社		②
142	玉川大学・玉川学園	①		211	一般社団法人 花の国日本協議会		①
143	地域共創 造園有志チーム ※共同出展	①		212	花屋務 ※共同出展	①	
144	一般財団法人 千葉県まちづくり公社	②		213	花LINKS株式会社		①
145	千葉大学大学院園芸学研究院		①	214	株式会社 HAMART Indonesia	①	
146	中部リサイクル株式会社 ※共同出展	②		215	株式会社 濱田園	①	
147	有限会社 DFAフローリスト資格認定協会		①	216	株式会社 ハルディン	②	
148	テクノ・ホルティ園芸専門学校		①	217	株式会社 パレ		②
149	デザインで未来を拓く！日本園芸文化研究会		①	218	株式会社 日比谷花壇		①
150	Temple Japan ※共同出展	①		219	viridiflora		①
151	天龍造園建設株式会社	①		220	株式会社 HIRO GARDENING	①	①
152	東海園株式会社	②		221	有限会社 ファイブ・アイランド ※共同出展		①
153	株式会社 東海グローバルグリーンング ※共同出展		①	222	株式会社 フィーカ	①	
154	株式会社 東京堂		①	223	株式会社 フォーシーズンズプレス		①
155	東光園緑化株式会社	②		224	ふくいちガーデン	②	
156	東都造園株式会社	①		225	合同会社 Fukunys		②
157	とう美緑化株式会社	①		226	福花園種苗株式会社		②
158	株式会社 杜若園芸	①	①	227	株式会社 富士植木	①	
159	トロッケンゲシュテック(木の美とスパイスの飾り花)協会		①	228	藤造園建設株式会社	①	
160	なか区民クラブ(元町百段公園愛護会)		①	229	フマキラー株式会社		②
161	中島 大輔		①	230	一般社団法人 ブラッサムアート協会		①
162	株式会社 並木園	①		231	株式会社 ブラネット		①
163	奈良造園土木株式会社	①		232	Flower Japan実行委員会		①
164	株式会社 ナリコー		②	233	プリザービングフラワーズ協会 ※共同出展		①
165	株式会社 南神	②		234	プリザーブドフラワーショップ ラスフローレス		①
166	NICOガーデン	①		235	一般社団法人 プリザーブドフラワー全国協議会		①
167	公益財団法人 日本いけばな芸術協会		①	236	株式会社 Flos Orientalium ※共同出展		①
168	一般社団法人 日本インドア・グリーン協会		①	237	株式会社 プロトリーフ		①
169	一般社団法人 日本植木協会	①		238	ベルグアース株式会社	①	
170	日本えだもの株式会社		②	239	一般財団法人 細川流盆石		①
171	一般社団法人 日本花き生産協会		①	240	有限会社 細野植産	①	
172	公益社団法人 日本家庭園芸普及協会		①	241	堀江造園株式会社	②	
173	一般社団法人 日本華道連盟		②	242	松村工芸株式会社		②
174	日本クラフト盆栽作家協会		①	243	MAFD AMINO (生花デザイナーズ団体)		①
175	日本サステナブルフラワー協会		①	244	MAFD AMINO／ロサ夢科(有機JAS認証農園)		①
176	一般社団法人 日本皐月協会		①	245	水だけで育てる観葉植物ブランド「WOOTANG(ウータン)」		①

GREEN×EXPO 2027 出展・出店内定者

【花・緑出展(企業・団体・個人)】

①:第一次内定 ②:第二次内定 (五十音順)

No.	企業・団体名	出展区分		No.	企業・団体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
246	株式会社 ミスティックフラワー	②	①	267	横浜市立桜丘高等学校		②
247	ミヅみかん狩り つづさき観光	①		268	横浜庭苑株式会社	①	
248	株式会社 ミヨシグループ ※共同出展	①		269	横浜花博連絡協議会	②	
249	明治大学農学部アグリサイエンス研究室	②		270	横浜ばら会		①
250	学校法人 明治薬科大学		①	271	横浜薬科大学	①	
251	株式会社 メイブル・ノブ		②	272	株式会社 米山庭苑	①	
252	MAISON DE PEONY		①	273	株式会社 ランドサット		①
253	メネデル株式会社		①	274	一般社団法人 ランドスケープコンサルタンツ協会	①	
254	もちづき植木株式会社	①	①	275	株式会社 LAND-H.A.G	①	
255	本園 卑二		①	276	リッシュコーポレーション合同会社		②
256	特定非営利活動法人 敷会	①		277	立命館大学・日本バイオ炭研究センター ※共同出展		①
257	やました園芸 ※共同出展		①	278	株式会社 竜門園	②	
258	やまやす呉藤	①		279	株式会社 緑風舎	②	
259	雪印種苗株式会社		①	280	リリープロモーション・ジャパン		①
260	株式会社 ユニバーサル園芸社	①	①	281	株式会社 ロスフィー	②	
261	横浜朝顔会		①	282	ワクワブプラント株式会社	①	
262	横浜植木株式会社	①	①	※2024年10月1日に公表した出展内定者一覧から、内容等に一部変更があります。 ※「企業・団体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※複数の企業・団体・個人等による共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
263	横浜えびね会		①				
264	横浜華道協会		①				
265	横浜山草会		①				
266	一般社団法人 横浜市造園協会	①					

【花・緑出展(自治体)】計73自治体(神奈川県・横浜市を除く。一部、非公表の自治体あり)

(全国地方公共団体コード順)

No.	自治体名	出展区分		No.	自治体名	出展区分	
		屋外	屋内			屋外	屋内
1	北海道・(一社)北海道造園緑化建設業協会・(一社)日本造園建設業協会 北海道総支部 ※共同出展	○		26	大分県	○	○
2	青森県	○		27	宮崎県	○	○
3	宮城県・宮城県花と緑普及促進協議会 ※共同出展		○	28	沖縄県		○
4	福島県		○	29	札幌市	○	
5	茨城県	○	○	30	仙台市	○	
6	栃木県	○	○	31	さいたま市	○	
7	群馬県	○		32	千葉市	○	
8	埼玉県	○	○	33	川崎市	○	
9	千葉県	○	○	34	相模原市	○	
10	富山県		○	35	静岡市	○	
11	石川県		○	36	浜松市	○	○
12	長野県	○	○	37	名古屋市	○	
13	岐阜県	○	○	38	京都市	○	
14	静岡県		○	39	神戸市	○	
15	愛知県		○	40	岡山市・(公財)岡山市公園協会 ※共同出展		○
16	三重県	○	○	41	福岡市	○	
17	京都府	○		42	北九州市	○	
18	2027年国際園芸博覧会共同出展協議会(大阪府・大阪市・堺市) ※共同出展	○		43	熊本市	○	
19	和歌山県	○		44	大和市(神奈川県)	○	
20	鳥取県	○		45	田原市(愛知県)		○
21	島根県		○	46	福山市(広島県)		○
22	岡山県		○	※出展は、必要な予算の成立が前提となることから出展辞退等により変更の可能性 があります。 ※「自治体名」は参加申込書の記載内容のため、今後変更が生じる場合があります。 ※ご意向により、一部の出展内定者は名称を非公表としています。 ※共同出展状況は、参加申込時点の内容です。			
23	香川県・高松市 ※共同出展		○				
24	佐賀県	○					
25	長崎県	○					

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和 8 年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費 100 万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和 8 年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

※公園集会所の整備を予定している団体についても同様の申出をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）整備の種類、補助率、補助限度額

整備の種類	補助率	補助限度額
新築・購入	2 分の 1	125,000 円/㎡ かつ 1,500 万円
特殊基礎 工事費	2 分の 1	300 万円
エレベーター 設置工事費	2 分の 1	300 万円
増築	2 分の 1	630 万円
耐震補強工事	2 分の 1	380 万円
修繕	2 分の 1	250 万円

裏面あり

4 今後のスケジュール

- ・区役所へのお申し出及び書類提出の締切は、令和7年7月7日（月）です。
必要な書類等については、区役所地域振興課へお問い合わせください。
（内容を審査した上、予算編成の際、基礎データとします）
- ・令和8年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和8年3月末頃の予定です。

5 事前申出の提出

【申込方法】各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】令和7年7月7日（月）

6 その他

- (1)風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2)公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3)自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED 照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和7年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者（※1）による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。（※2））
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内 容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断（※）に基づいて行う工事 （※）会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。（新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。）
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
（自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。）

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度の夏頃までに、事前の申出が必要です。令和8年度の会館整備については、令和7年7月7日（月）までに、各区役所地域振興課に事前の申出をお願いします。

横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。

- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。

なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。

※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査（完了検査）を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間（※注）」内に処分（解体等）するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50 年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30 年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24 年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく 10 年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は 10 年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者 1 人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

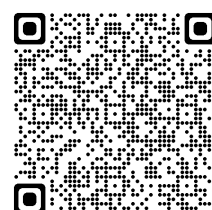
区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8412
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



滑舌測定
(パカラ)

お口の
細菌チェック



歯みがき
教室

かむ力テスト
(そしゃく測定)

遊びにおいでよ

お口の健康 フェスティバル

2025年6月1日(日)

10:00~14:00

鶴見区役所 1階

横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1

お口の悩み
訪問診療
相談室

歯科医師
歯科衛生士
による話

参加者
お口のケアグッズ
プレゼント

クイズ大会

クイズ大会に参加しよう!
優勝者には
メダルとプレゼント贈呈

鶴見区歯科医師会 鶴見区役所 鶴見大学短期大学部歯科衛生科

お問い合わせ 月~金曜日 9:00~17:00

鶴見区歯科医師会 つるみ区歯科医療連携相談室 070-4039-2626

鶴地振第 1608 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 位

鶴見区地域振興課資源化推進担当課長

「鶴見クリーンキャンペーン 2025」の実施について（依頼）

日頃から、街の美化にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、区内の自治会町内会、企業、学校、各種団体等にごみ袋や軍手等をお配りして、皆様の自主的な清掃活動の契機としていただく「鶴見クリーンキャンペーン」を実施しています。

今年度も以下のとおり実施します。貴団体におかれましても、この機会に地域での清掃活動を実施していただきたく、ご協力よろしくお願いいたします。

1 スケジュール

年 2 回実施します。それぞれの期限までに、別紙「申込書」にてお申込みください。

	第 1 回	第 2 回
対象となる 清掃実施期間	6 月 1 日(日)から 7 月 31 日(木)まで	10 月 1 日(水)から 11 月 30 日(日)まで
物品配布日 (各回 3 日間の内いずれ かの日を選んでくださ い)	5 月 27 日 (火) 6 月 3 日 (火) 6 月 6 日 (金)	9 月 26 日 (金) 9 月 30 日 (火) 10 月 2 日 (木)
物品申込期限	5 月 20 日 (火)	9 月 19 日 (金)

2 物品配布の対象となる清掃

区内で行う地域清掃活動

※ただし、公園・敷地内のみの清掃活動は対象外です。

3 配布物品について

ごみ袋・軍手 ※希望数量が多い場合はお渡しできない場合があります。

4 受取り方法について

鶴見区役所 5 階 2 番窓口までお越しください。

※受取日決定の連絡は行いません。申込書に記入した希望日にお越しください。

5 クリーンキャンペーンによるごみの出し方について

「クリーンキャンペーンのごみ」であることを表示して、家庭ごみの集積場所に出してください。10 袋以上の場合には、資源循環局鶴見事務所（電話：502-5383）までご連絡ください。

裏面あり

6 活動報告書の提出について

活動後は、活動時の写真を貼付した「活動報告書」をご提出ください。

第1回分については令和7年9月30日（火）まで、第2回分については令和8年1月30日（金）までを目途に提出をお願いします。

7 よくあるご質問

(1) 申込期限を過ぎてしまったが、申込可能か？

→申込期限を過ぎてしまった場合も、申込をお受けできる場合があります。

まずは担当までご相談ください。

(2) トングやたすきの貸出しはないか？

→トングについてはお貸しできる場合がありますので、区役所までご相談ください。たすきの貸出しは行っていません。

(3) 配布物品が余った場合はどうしたら良いか？

→原則返却は不要です。少量でしたら、日頃行っていらっしゃる清掃活動にお使いください。

大量に余った場合や、使う見込みがない場合は、担当までご返却ください。

【担当】申込書送付先・お問い合わせ先
鶴見区地域振興課 資源化推進担当 唐沢、阿部
電話：045-510-1689 F A X：045-510-1892
郵 送：〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1
メール：tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

第1回 鶴見クリーンキャンペーン2025 申込書

- ◎実施期間 : 6月1日(日)から7月31日(木)まで
 ◎配布日 : 5月27日(火)、6月3日(火)、6月6日(金)のいずれか
 ◎申込締切日: 5月20日(火)

■太枠内をご記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団 体 名 (自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載⇒			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	5月27日(火) 6月3日(火) 6月6日(金)	午前・午後
---	--	--------------------------------	-------

4	清掃 について	期間内実施回数	延ベ 回	
		日 時	清掃日 月 日 ()	
			定例的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
				その他 ()
		場所		
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延ベ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
 FAX: 045-510-1892
 郵送: 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
 メール: tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

【担当】資源化推進担当 唐沢、阿部
 電話: 045-510-1689

第2回 鶴見クリーンキャンペーン2025 申込書

- ◎実施期間 : 10月1日(水)から11月30日(日)まで
◎配布日 : 9月26日(金)、9月30日(火)、10月2日(木)のいずれか
◎申込締切日 : 9月19日(金)

■太枠内をご記入の上、FAX・郵送・メール・窓口を持参、いずれかの方法でお申込みください。

1	団体名 (自治会町内会・老人会・子供会・企業・学校・他)			
	自治会町内会・老人会・子供会等は 所属の地区連合名も記載→			
	担当者 氏名		担当者 電話番号	

※いただいた個人情報は、クリーンキャンペーンの物品配布以外の目的には使用しません。

2	配付物品	軍手	組
		ごみ袋 小 20ℓ	枚
		ごみ袋 大 45ℓ	枚

3	物品受領希望日 【右記3日間の内、引取り可能な日に ○を付けてください】	9月26日(金) 9月30日(火) 10月2日(木)	午前・午後
---	--	----------------------------------	-------

4	清掃 について	期間内実施回数	延べ 回	
		日 時	清掃日	月 日 ()
			定期的な場合	毎週 曜日
				毎月 第 週目の 曜日
		その他 ()		
		場所		
参加者 (実施回数×各回参加人数)	延べ	人		

【申込書送付先】 鶴見区地域振興課 資源化推進担当 宛
FAX : 045-510-1892
郵送 : 〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1
メール : tr-shigen@city.yokohama.lg.jp

【担当】 資源化推進担当 唐沢、阿部
電話 : 045-510-1689

「鶴見クリーンキャンペーン2025」 活動報告書

団体名	
1 日時	令和 年 月 日 () : ~ :
2 場所	
3 参加人数	人
4 コメント・PR・感想等	
5 活動写真	(写真にコメントを添えてください)

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。

「鶴見クリーンキャンペーン2025」活動報告書

団体名 ○○自治会

記入例

1 日時 令和○年○月○日(木)
9:00 ~ 11:00

2 場所 鶴見川△△公園 周辺

3 参加人数 30 人

4 コメント・PR・感想等

鶴見川はよく利用していますが、草が伸びていて、ごみも気になっていました。周囲に声をかけると、多くの方が手伝ってくださって、早くきれいになりました。

5 活動写真 (写真にコメントを添えてください)



伸びている草は、皆で鎌でかたり、引っっこ抜いたりしました。



刈った草を集めています。



斜面の作業は、安全第一でお互いに声を掛け合いながら行いました。皆で力を合わせて作業しました。

※写真は、個人情報保護に配慮したものを選定してください。

※FAXは写真が潰れてしまいますので、メール・持参・郵送の方法での提出を推奨しております。

令和7年4月18日

鶴見区地区連合町内会長 様

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 宮野 昌夫

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開会式への御出席について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さてこの度、令和7年度三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月17日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

令和7年度からはこれまでの7地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区、矢向地区）に加え、新たに豊岡地区連合が実行委員会に加わり、新体制で運営をしております。三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指しております。

開催にあたり、今年度も地域の皆様のご協力により多くの模擬店が出店されるほか、複数のステージイベントも予定しております。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、フェスティバル当日の開会式に御来賓として御出席賜りたく、お願い申し上げます。

なお、お手数ですが、出欠確認票により4月30日（水）までに出席の御回答をお願いいたします。

記

1 日 時：令和7年5月17日（土）

【開 会 式】9時30分～9時55分（予定）

【フェスティバル】9時30分～16時00分

※荒天の場合は中止とし、順延はありません。

※開催可否は当日6時ごろ区ホームページに掲載します。また、8時以降、横浜市コールセンター（Tel. 045-664-2525）でも御案内します。

2 会 場：県立三ツ池公園 多目的広場内ステージ（公園北門側）

※当日は9時20分までに多目的広場内の本部テントにお越しください。

3 駐車場：お車でお越しの場合は、事前に駐車承認証をお渡ししますので、4月30日（水）までに下記担当まで御連絡をお願いいたします。

以上

（連絡先・問合せ先）

鶴見区地域振興課 石井、石川、池田
電話：510-1693 FAX：510-1892

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開会式
出欠確認票

御 芳 名 _____ 様

開会式に

御出席・御欠席

します。

※いずれかを○で囲んでください。

送信先

FAX 番号：5 1 0－1 8 9 2

鶴見区役所地域振興課区民活動支援係 行

※4月30日（水）までにご返送お願いします。

■三ッ池公園フェスティバル・会場エリア



令和7年4月18日

鶴見区自治会・町内会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会
委員長 宮野 昌夫

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催の御案内について

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さてこの度、令和7年度三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月17日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民まつりの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

令和7年度からはこれまでの7地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区、矢向地区）に加え、新たに豊岡地区連合が実行委員会に加わり、新体制で運営をしております。三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指しております。

開催にあたり、今年度も地域の皆様のご協力により多くの模擬店が出店されるほか、複数のステージイベントも予定しております。

つきましては、是非会場に御来場賜りたくお願い申し上げます。

記

1 日 時：令和7年5月17日（土）

【開 会 式】9時30分～9時55分（予定）

【フェスティバル】9時30分～16時00分

※荒天の場合は中止とし、順延はありません。

※開催可否は当日6時ごろ区ホームページに掲載します。また、8時以降、横浜市コールセンター（Tel. 045-664-2525）でも御案内します。

2 会 場：県立三ツ池公園

【開 会 式】多目的広場内ステージ（公園北門側）

【フェスティバル】多目的広場（模擬店・ステージ）、野球場（こども遊びゾーン）
園内通路・パークセンター前（模擬店）

※駐車場の御用意は致しかねます。何卒、御理解・御協力のほどお願いいたします。

以上

（連絡先・問合せ先）

鶴見区地域振興課 石井、石川、池田
電話：510-1693 FAX：510-1892

令和7年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目 的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

令和7年5月1日～5月31日の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり

重 点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底



横浜市交通安全キャラクター
まもる

◆◆令和6年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全 事 故			自 転 車		
	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)	件 数 (件)	死 者 (人)	負傷者 (人)
横浜市内	7,263	40	8,321	1,530	5	1,430
前 年	7,703	40	8,909	1,758	3	1,661
前 年 比	-440	0	-588	-228	2	-231
構 成 率				21.1%	12.5%	17.2%
神奈川県内	20,750	109	24,123	5,002	13	4,758
前 年	21,870	115	25,644	5,436	12	5,192
前 年 比	-1,120	-6	-1,521	-434	1	-434
構 成 率				24.1%	11.9%	19.7%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています

道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなった方の約5割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗車用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会等交通安全団体

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に参加しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
（事務局）横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323



鶴見消防署 インフォメーション



住宅用火災警報器の点検を！

住宅用火災警報器は、音や光で火災をいち早く知らせ大切な命や体・財産を火災から守るための機械です。ご自宅の住宅用火災警報器の点検は、紐を引く・ボタンを押す事で行うことができます。皆さまを守るため、ご自宅の住宅用火災警報器の定期的な点検をお願いいたします。

◆ 鶴見区内の火災・救急概況

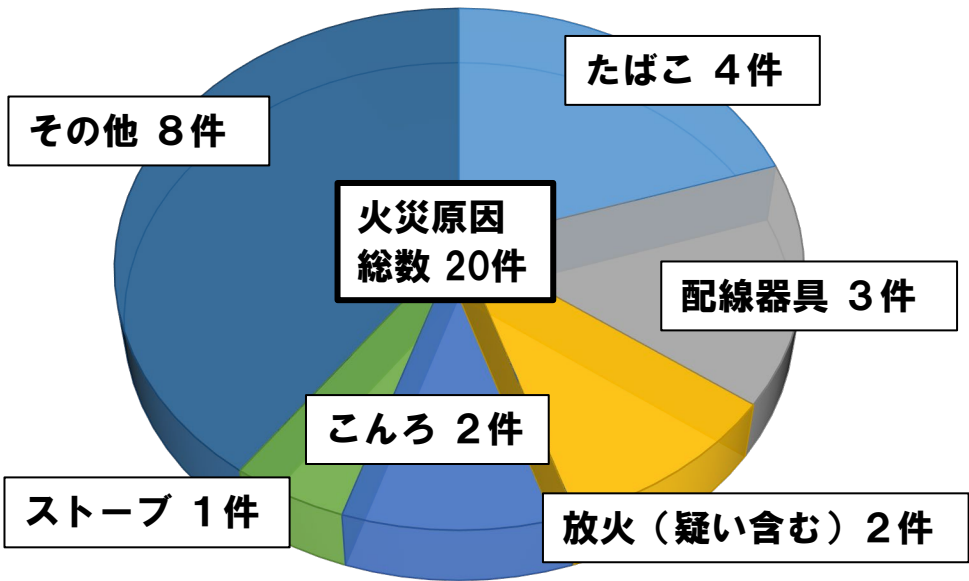
年別		R7年	R6年	増△減
区分				
火災件数		20	20	0
火災種別	建物	14	6	8
	林野			
	車両		1	△ 1
	船舶			
	その他	6	4	2
損害程度	焼損面積 (㎡)	69	68	1
	死者			
	負傷者	2		2
主な火災原因	たばこ	4	5	△ 1
	配線器具	3		3
	放火 (疑い含む)	2	1	1
	こんろ	2		
	ストーブ	1		
	その他	8	14	△ 6
救急件数		4,615	4,593	22
救急種別	急病	3,314	3,335	△ 21
	交通事故	170	200	△ 30
	一般負傷	792	749	43
	その他	339	309	30

◆ 横浜市内の火災・救急概況

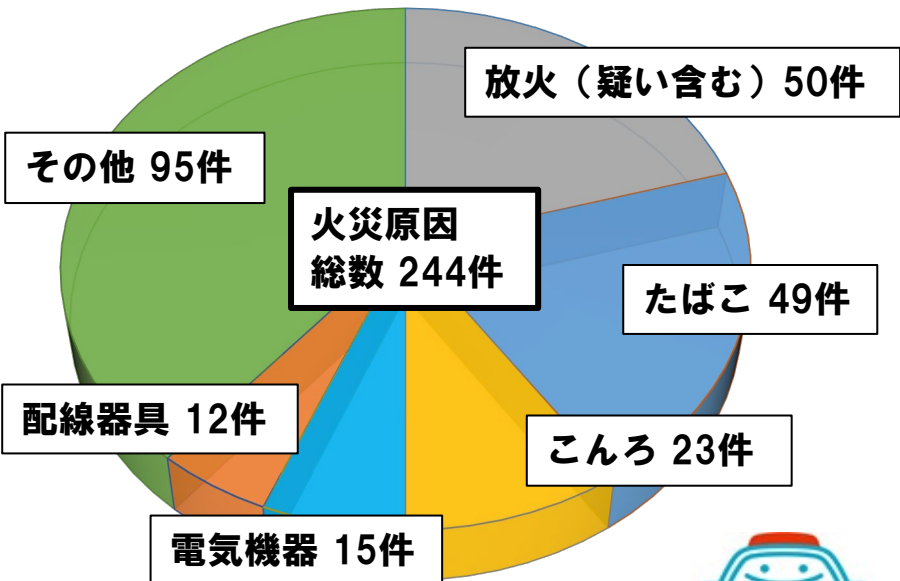
年別		R7年	R6年	増△減
区分				
火災件数		244	173	71
火災種別	建物	146	117	29
	林野			
	車両	12	18	△ 6
	船舶			
	その他	86	38	48
損害程度	焼損面積 (㎡)	1,977	1,865	112
	死者	12	12	0
	負傷者	10	22	△ 12
主な火災原因	放火 (疑い含む)	50	17	33
	たばこ	49	33	16
	こんろ	23	22	1
	電気機器	15	14	1
	配線器具	12	6	6
	その他	95	81	14
救急件数		63,697	63,598	99
救急種別	急病	45,067	45,246	△ 179
	交通事故	2,070	2,111	△ 41
	一般負傷	11,365	11,696	△ 331
	その他	5,195	4,545	650

(令和7年1月1日～3月31日速報値 去年同期比較)

区内



市内



今一度住宅火災にご注意ください！

横浜市内では、令和7年1月1日から3月31日までの期間で火災が**244件**発生しています。

うち約6割（146件）が住宅火災です！

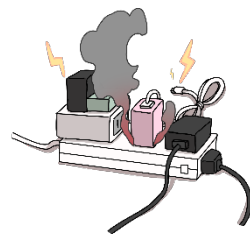
1 **たばこ**の吸い殻は水に浸してから捨ててください！



2 **こんろ**を使用中はその場を離れないで！



3 **電気機器**の取り扱いにご注意を！



“あんしん救急”ご存じですか？



あんしん救急
知って予防！**救急車**

横浜市では、あんしん救急というキャッチフレーズを用いて、日ごろの備え、困ったときの相談先、緊急時の症状といった場面に応じた対応をお知らせしています。

「救急車を呼ぶ前」に 考えてみましょう！

こんなときは、どうしたらいいですか？

発熱



歯痛



腹痛



救急車を呼んだほうがいいのか？
今すぐ病院に行ったほうがいいのか？

迷ったら **#7119** へ相談

看護師のオペレーターが、「緊急性のある症状なのか」や「すぐに医療機関を受診する必要があるか」などを判断し、受診のタイミングなどをアドバイスします。

また、現在受診可能な医療機関を案内することも可能です。



鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和7年4月
鶴見警察署 生活安全課
3月末暫定値

1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年 別	罪 種 別	凶 悪 犯				粗 暴 犯				窃 盗 犯			知能犯		風俗犯		そ の 他	合 計
		殺 人	強 盗	放 火	不 同 意 性 交 等	暴 行	傷 害	脅 迫	恐 喝	侵 入 盗	乗 り 物 盗	非 侵 入 盗	詐 欺	そ の 他	わ い せ つ	そ の 他		
	令和7年 3月末	4	3	0	0	14	12	0	0	13	113	158	41	1	2	3	26	390
	令和6年 3月末	0	0	0	0	10	10	0	1	7	123	96	31	1	2	1	24	306
	前年比	+4	+3	0	0	+4	+2	0	-1	+6	-10	+62	+10	0	0	+2	+2	+84



2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年 別	手 口 別	入 盗						乗 り 物 盗				非 侵 入 盗								合 計
		空 き 巢	忍 込 み	出 店 荒 し	事 務 所 荒 し	そ の 他	小 計	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	小 計	車 上 ね ら い	ひ つ た く り	自 動 販 売 機 ね ら い	万 引 き	部 品 ね ら い	そ の 他	小 計		
	令和7年 3月末	3	0	3	0	7	13	12	21	80	113	23	0	1	61	14	59	158	284	
	令和6年 3月末	4	0	1	0	2	7	3	6	114	123	3	1	1	44	6	41	96	226	
	前年比	-1	0	+2	0	+5	+6	+9	+15	-34	-10	+20	-1	0	+17	+8	+18	+62	+58	

特
殊
詐
欺

(旧振り込め詐欺)

13
16
-3

特殊詐欺被害総額 約2612万円

（※被害額は10,000円単位四捨五入）

キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

オレオレ詐欺被害… 10人 約 2212万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

預貯金詐欺被害… 3人 約 400万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

還付金詐欺被害… 0人

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

架空請求詐欺… 0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載

鶴見警察署公式X（旧Twitter）
@4339_police



鶴見警察署
ホームページQRコード



地域安全情報

鶴見警察署
生活安全課
防犯少年係

令和7年3月末暫定値

町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和7年 3月末	令和6年 3月末	前年比	令和7年 3月末	令和6年 3月末	前年比	令和7年 3月末	令和6年 3月末	前年比	令和7年 3月末	令和6年 3月末	前年比
総 数	284	226	+58		1	-1	3	4	-1	80	114	-34
朝 日 町	7	2	+5			0			0	1	2	-1
安 善 町			0			0			0			0
市 場 上 町		2	-2			0			0		2	-2
市 場 下 町	4	2	+2			0			0	2	2	0
市場西中町			0			0			0			0
市場東中町	1		+1			0			0	1		+1
市場富士見町	1		+1			0			0	1		+1
市場大和町			0			0			0			0
潮 田 町	9	3	+6			0	1		+1	3		+3
江 ケ 崎 町	8	3	+5			0			0	3	2	+1
小 野 町		1	-1			0			0		1	-1
梶 山 町	3	4	-1			0			0	1	4	-3
上 末 吉 町	1	5	-4			0			0	1	5	-4
上 の 宮 町			0			0			0			0
寛 政 町			0			0			0			0
岸 谷 町	6	1	+5			0			0	1		+1
北 寺 尾 町	13	4	+9		1	-1		1	-1	5		+5
駒 岡 町	18	15	+3			0			0	5	4	+1
栄 町 通	11	3	+8			0			0	3	3	0
汐 入 町	3		+3			0			0	1		+1
獅子ヶ谷町	5	6	-1			0			0			0
下 野 谷 町	4	6	-2			0			0	1	4	-3
尻 手 町	6	10	-4			0		1	-1	1	6	-5
下 末 吉 町	17	6	+11			0	1		+1	8	5	+3
末 広 町	1		+1			0			0			0
菅 沢 町		2	-2			0			0		2	-2
諏 訪 坂 町	2	1	+1			0			0		1	-1
大 黒 町	2		+2			0			0			0
大 黒 ふ 頭 町		1	-1			0			0		1	-1
大 東 町	1	2	-1			0			0		1	-1
佃 野 町	3		+3			0			0	1		+1
鶴 見 町	3	1	+2			0			0			0
鶴 見 中 央 町	50	53	-3			0			0	10	23	-13
寺 谷 町	1		+1			0			0	1		+1
豊 岡 町	30	30	0			0			0	10	17	-7
仲 通 町	11	7	+4			0			0	2	3	-1
生 麦 町	13	9	+4			0	1		+1	3	4	-1
浜 町	3		+3			0			0	1		+1
馬 場 町	3		+3			0			0			0
東 寺 尾 町	5	5	0			0			0		1	-1
東寺尾北台			0			0			0			0
東寺尾中台		1	-1			0			0		1	-1
東寺尾東台			0			0			0			0
平 安 町	9	3	+6			0			0	3	2	+1
弁 天 町			0			0			0			0
本 町 通	3	5	-2			0		1	-1	1	1	0
三ツ池公園		2	-2			0			0		2	-2
向 井 町	4	1	+3			0			0	2	1	+1
元 宮 町	7	10	-3			0			0		4	-4
矢 向 町	16	20	-4			0		1	-1	8	10	-2

交通事故発生状況

令和7年4月
鶴見警察署 交通課

3月末概数

①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
7年	128	0	6	138	144
6年	140	0	10	143	153
増減数	-12	±0	-4	-5	-9

②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
7年	4963	43	5720
6年	4865	25	3806
増減数	-287	+18	+1914

③管内発生状況 (3月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
7年	44	0	0	51	51
6年	46	0	1	51	52
増減数	-2	±0	-1	±0	-1

令和7年に入り、県内では交通死亡事故が連続発生しています。

特に交差点を通過する際、オートバイが犠牲になる事故が多発しています。

二輪車は車体が小さいため、遠くにいるように見えがちです。

緊張感のある運転を心掛けましょう。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
7年	5	6	0	1	2	0	14	44	0
6年	7	12	0	8	2	5	4	44	2

⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
7年	7	9	8	4	7	4	5
6年	4	17	7	10	17	14	15

自転車事故多発中！
ヘルメットを着用しましょう。



⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
7年	2	2	2	8	5	7	4	3	7	2	2	0
6年	2	1	3	10	10	6	7	8	14	15	6	2

⑦町名別 (区内多発順)

	生麦	下末吉	下末吉
7年	14	7	7
6年	8	4	3

※当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

⑧事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
7年	1	3	8	7	10	6	7	2	0
6年	5	1	25	5	13	22	11	2	0

⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
7年	4	38	38	27
6年	5	21	24	19

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。



鶴見警察署
マスコット
キャラクター
かける&まい



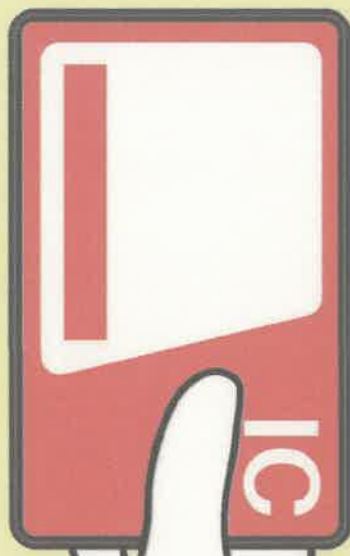
免許更新 車庫証明

など

導入開始

令和7年
3月

警察手数料は キャッシュレス決済で！



警察署窓口では現金の
お取り扱いできません。

※現金でのお支払いの場合、窓口でお渡しする納付書を使って、
金融機関・コンビニ等でお支払いを済ませていただく必要があります。

利用可能な決済方法の一例

クレジットカード



電子マネー



コード決済



※上記の決済方法は一例です。詳細はHPをご確認ください。

対象手数料の一例

運転免許証の更新

自動車保管場所
に関する申請

道路使用許可に
関する申請

風俗営業に関する申請

神奈川県収入証紙で取り扱う全ての警察手数料が対象となります。

取扱場所

- ・神奈川県警察本部
- ・各警察署
- ・運転免許センター
(令和7年8月導入予定)
- ・高速道路交通警察隊
- ・第二交通機動隊
- ・その他、外部委託先など

